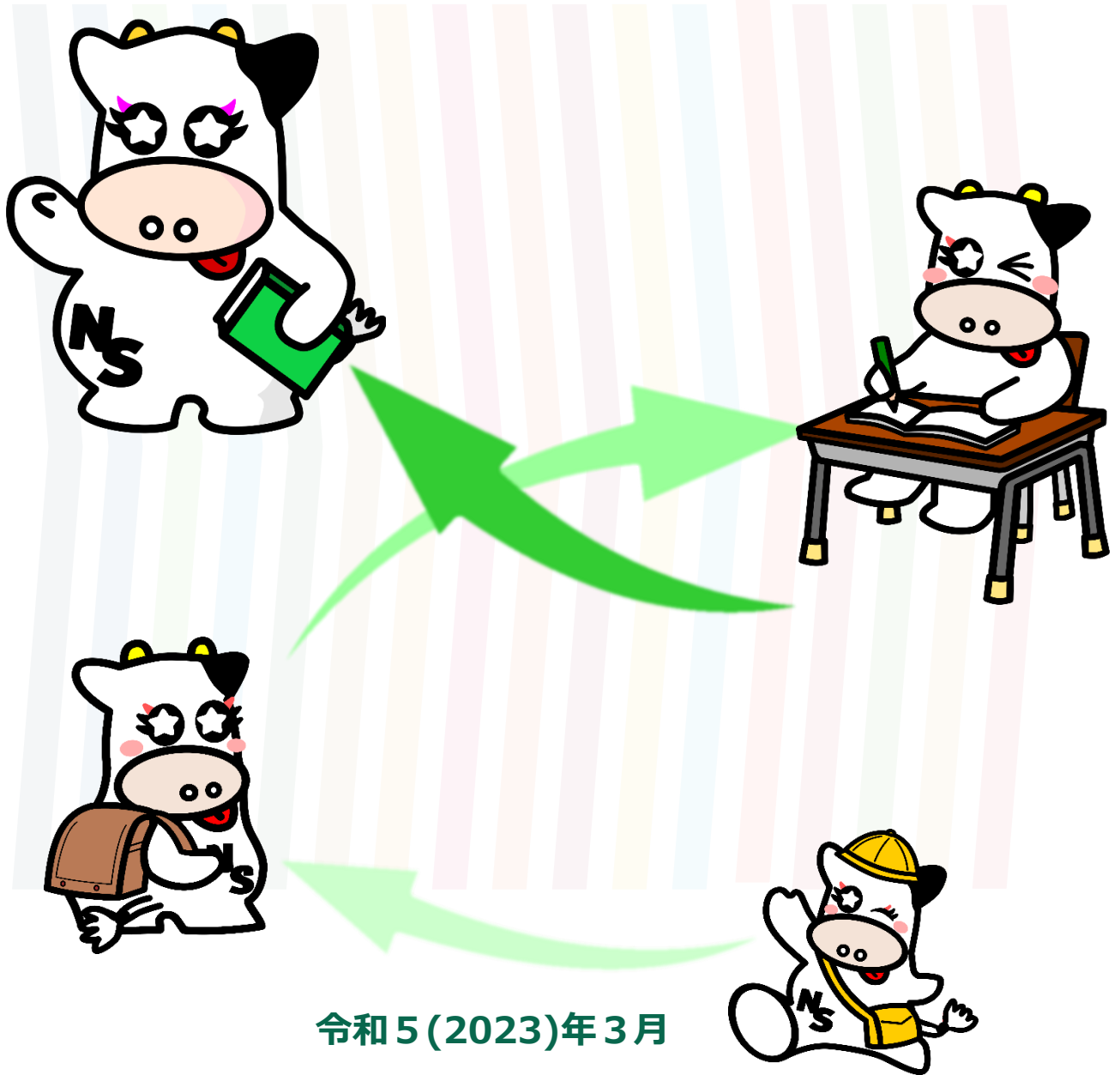


(案)

第3期那須塩原市青少年プラン

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



令和5(2023)年3月

那須塩原市教育委員会

はじめに

- 本市は、青少年健全な育成の指針として、平成21(2009)年に「那須塩原市青少年プラン」(以下「第1期プラン」という。)を、平成29(2017)年3月に「第2期那須塩原市青少年プラン」(以下「第2期プラン」という。)を策定しました。
- 第1期プランでは、「市民みんなで、青少年に夢と笑顔を届けよう」、第2期プランでは、「夢と笑顔と輝きを持った青少年の育成」を基本理念として、地域、学校、家庭の連携や青少年の社会参加及び社会的自立の支援など、青少年の健全育成に向けた施策、事業に取り組んできました。
- しかし、第2期プラン策定から6年が経過した現在、社会経済情勢は新型コロナウイルス感染症のパンデミック、多発する自然災害、一部の大国による国際秩序破壊の試みなど、これまでより多くのリスクによって、大きく変容しつつあります。また、青少年を取り巻く状況においても、インターネットやSNSが生活の一部に溶け込んだことにより、情報リテラシーの不足による青少年自身が被害者あるいは加害者になるような新たな問題の発生や、社会生活を営む上で生きづらさを抱える青少年の増加など、社会・経済状況等の急激な変化に伴い、青少年を取り巻く問題は多様化し、複雑化かつ深刻化している状況にあります。
- このような時代において、青少年の健全な成長を支援する地域づくりをめざし、いきいきと自ら生き抜く力を身に付けることが求められています。
- そのため、これからの那須塩原市の将来を担う青少年が、自分らしく夢と笑顔を持ち、青少年の健全育成の指針となる「第3期那須塩原市青少年プラン」を策定します。

令和5(2023)年3月

那須塩原市教育委員会

目次

第1章 プランの概要

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置付け	2
3	プランの期間	3
4	プランの対象	3

第2章 青少年を取り巻く状況

1	社会環境の変化	4
	（1）情報化社会の進展	4
	（2）困難を抱える青少年の増加	5
2	青少年の現状分析	7
	（1）アンケート調査結果	7
	（2）アンケート結果から見る青少年の傾向と課題	19

第3章 プランの基本的な考え方

1	基本理念	23
2	基本目標	23
3	基本方針	24
4	施策の体系	26
5	SDGsの関連	28

第4章 青少年育成施策の推進

1	施策の展開	
	基本方針1 青少年の健全な成長を地域全体で支え合い、支援するための取組	
	＜施策の方向1＞ 地域・学校・家庭の連携	30
	＜施策の方向2＞ 青少年の安心・安全の確保	34
	基本方針2 青少年がいきいきと、幸せに生きる力を自ら身に付けるための取組	
	＜施策の方向1＞ 青少年の社会参加及び社会的自立の支援	40
	＜施策の方向2＞ 多様な活動機会の提供	44

2 成果指標	50
--------	----

第5章 プランの推進

1 推進体制の充実と進行管理	51
2 情報の発信	52
3 連携の強化	52
4 普及啓発活動の展開	52
5 推進体制図	53

参考資料

1 那須塩原市青少年健全協議会条例	55
2 那須塩原市青少年健全育成協議会委員名簿	57
3 那須塩原市青少年センター条例	58
4 那須塩原市青少年センター運営協議会委員名簿	59
5 第3期那須塩原市青少年プランの策定経緯	60
6 用語の解説	61

第1章 プランの概要

第1章 プランの概要

1：プラン策定の趣旨

人生において、青少年期は大人になるための準備期間でもあり、人格の基礎が形成される大切な時期であると同時に、青少年は次代の担い手として位置付けられており、青少年の健全な育成は未来の社会を築く上で重要な課題です。

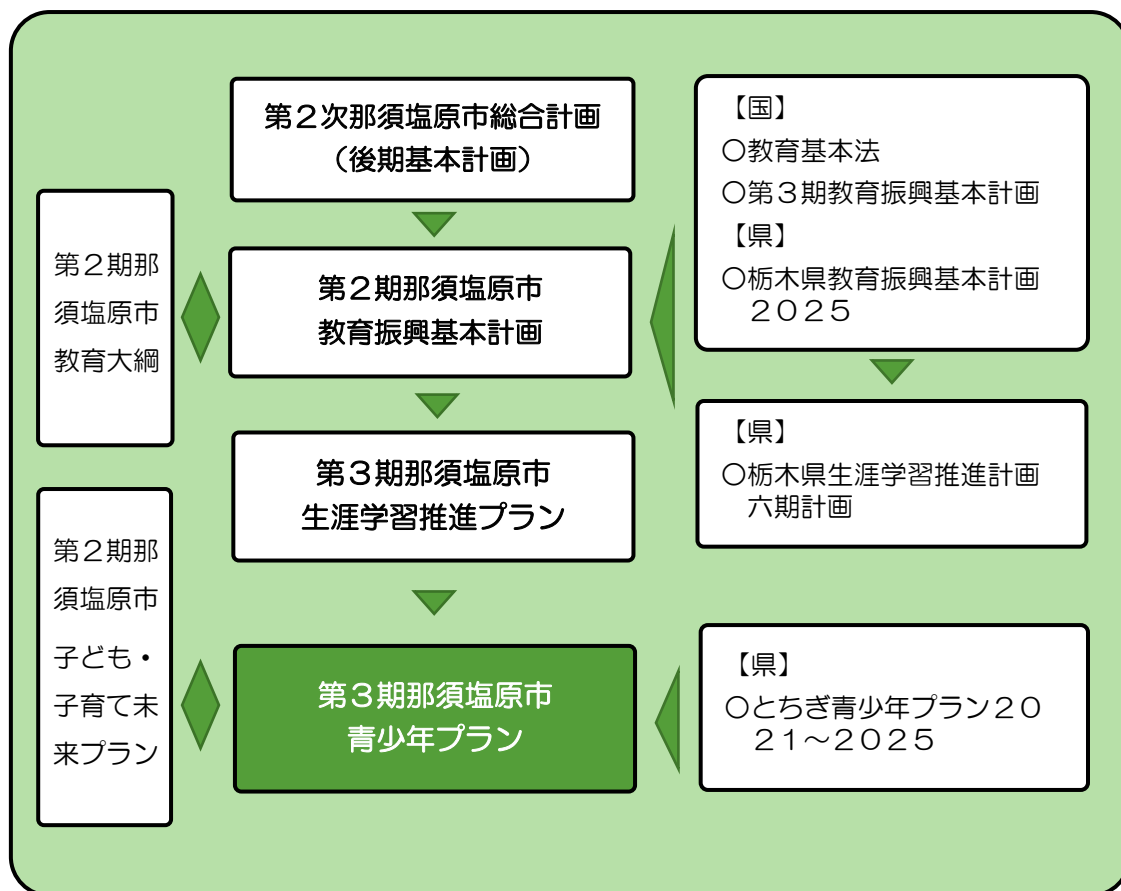
近年の少子高齢化や情報化・国際化の進展は、青少年を取り巻く環境に大きな影響を与えています。さらに新型コロナウイルス感染症による影響は、私たちの生活様式を大きく変化させています。

市では、平成29年3月に「第2期那須塩原市青少年プラン」を策定し、青少年の健全な育成の指針を明らかにし、その実現のための方策を総合的かつ効果的に推進してきました。

その成果を引き継ぎつつ、明日を担う青少年が自分らしく夢と笑顔を持って成長することを旨とし、本市における青少年の健全な育成の方策について新たな基本的な指針となる「第3期那須塩原市青少年プラン」を策定します。

2：プランの位置付け

本プランは「栃木県青少年健全育成条例」に基づく「とちぎ青少年プラン」や子育てに関わる大人の基本理念・行動指針として制定された「とちぎの子ども育成憲章」を踏まえ、「子ども・子育て未来プラン」との調和を図り、「第2次那須塩原市総合計画」「第3期那須塩原市生涯学習推進プラン」及び「第3期那須塩原市生涯学習推進プラン」の部門別計画として位置付けることとします。



3：プランの期間

本プランの計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

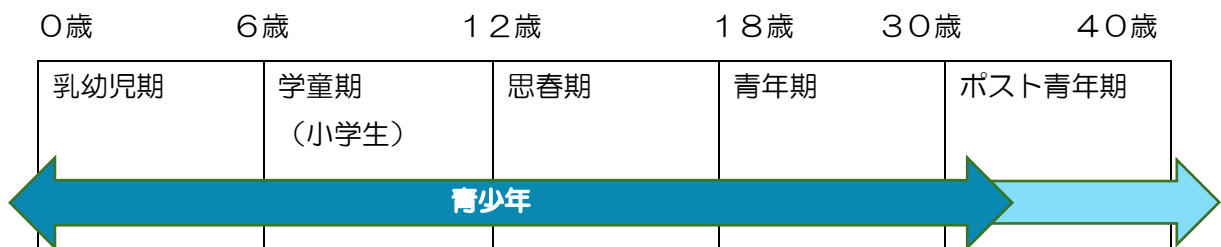
<各計画との計画期間の関係>

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
とちぎ青少年プラン 2016~2020				とちぎ青少年プラン 2021~2025							
第2次那須塩原市総合計画 (前期基本計画)						第2次那須塩原市総合計画 (後期基本計画)					
那須塩原市教育振興基本計画						第2期那須塩原市教育振興基本計画					
第2期那須塩原市生涯学習推進プラン						第3期那須塩原市生涯学習推進プラン					
第2期那須塩原市青少年プラン						第3期那須塩原市青少年プラン					

4：プランの対象

本プランの対象となる青少年の定義は、各種法令や統計によってそれぞれ異なります。

本プランの対象年齢は、原則としておおむね30歳までの青少年を範囲としますが、必要に応じて30歳代についても視野に入れています。



参考：内閣府「子ども・若者育成支援推進大綱」

※プラン内の「青少年」の表記について

上記において対象年齢を、おおむね30歳までとしています。引用する法令や施策などによって「青少年」の区分が様々であることから、一律に「青少年」と表記するのではなく、「子ども」「児童生徒」「子ども・若者」などの用語を用いて青少年を表現しております。

第2章

青少年を取り巻く状況

第2章 青少年を取り巻く状況

1：社会環境の変化

(1) 情報化社会の進展

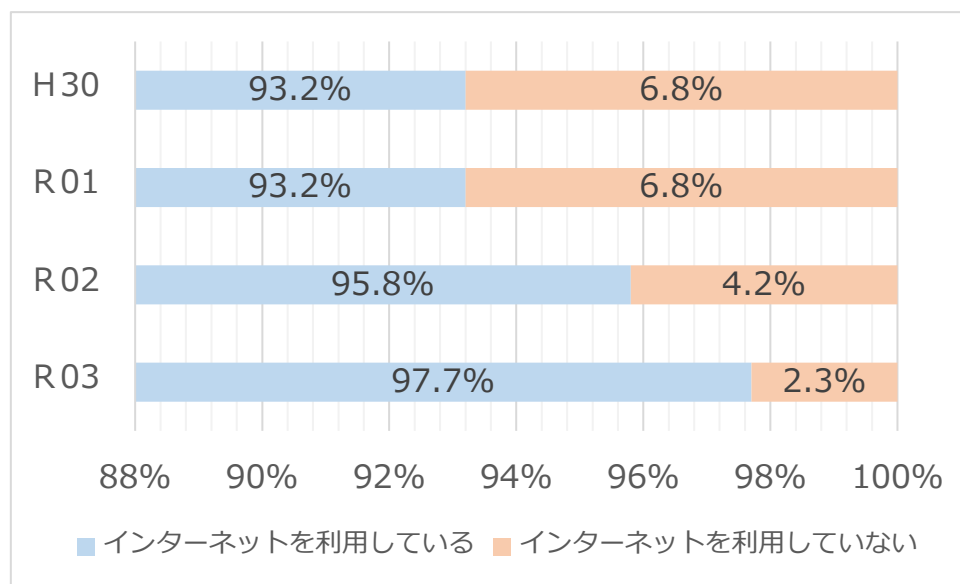
インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及により情報化社会が急激に進展し、青少年は、タブレットやスマートフォン、ゲーム機などを通じ、世界中のあらゆる人々との情報交換が可能となり、生活の利便性の向上につながっています。

その一方で、情報モラルや情報リテラシーの欠如により、無許可で著作物のアップロードやダウンロードなどによる著作権の問題並びにいわゆるネットいじめやSNSによるトラブル、有害情報及び危険なサイトにつながることで犯罪被害など青少年自身が被害者あるいは加害者になるような問題も発生しています。

また、インターネット等の過度の利用により、SNS等の手段を介した方法でしか他人とのコミュニケーションがとれない青少年の増加も懸念されています。

◎インターネットの利用状況

（内閣府 青少年のインターネット利用環境調査(R3.11～12)結果より）



◎スマートフォン所持率（栃木県アンケート調査(R3.7～9 実施)結果より）

	全体	男子	女子
中学生	69.4%	65.5%	73.1%
高校生	98.1%	98.1%	98.5%

(2) 困難を抱える青少年の増加

いじめや不登校、ニート、ひきこもりなどにより、社会生活を円滑に営む上で困難を有している青少年が近年増加しております。栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス★とちぎ」には、これらの青少年から多くの相談が寄せられており、令和3年度の相談延べ件数は4,838件となっており、平成27年度の相談延べ件数2,676件と比較して約8割増となっています。

また、総務省が実施している「労働力調査」では、令和3年の全国の非正規雇用労働者数は、雇用者全体の36.7%を占めており、引き続き高い割合が続いています。雇用形態別に見ると、正規の職員としての雇用は増加しているものの、15～24歳における非正規職員・従業員の割合が依然50%近く占めており、正社員として働くことなく、不本意な雇用形態で働く青少年も少なくありません。さらに、健康上の理由や人間関係の挫折などにより働くことに自信がない、やりたい仕事が見つからないなど様々な理由で、就労をしようとならない青少年も見られます。

※「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス★とちぎ）」

令和3年度活動実績

【全体】

受付月	相談件数						
	合計	うたがは県塩原市	電話	来所	訪問等	メール	FAX
4月	397	11	134	79	136	48	0
5月	367	6	124	78	98	67	0
6月	416	10	165	77	101	73	0
7月	444	13	155	81	139	69	0
8月	382	9	137	75	112	58	0
9月	377	5	123	92	108	54	0
10月	421	7	142	88	135	56	0
11月	384	3	117	88	117	62	0
12月	453	3	159	94	132	68	0
1月	407	9	138	85	137	47	0
2月	382	4	129	82	121	50	0
3月	408	6	144	88	118	57	1
合計	4,838	86	1,667	1,007	1,454	709	1

【カテゴリー別】

カテゴリー	相談件数	割合
ひきこもり	1,328	27.4%
精神疾患（疑い含む）	956	19.8%
就労	494	10.2%
不登校	450	9.3%
親子関係	415	8.6%
ニート	355	7.3%
生活（生活保護等）	272	5.6%
就学	241	5.0%
発達障害（疑い含む）	171	3.5%
その他	90	1.9%
その他疾病等	41	0.8%
いじめ	22	0.5%
希死念慮	3	0.1%
合計	4,838	

※労働力調査（基本集計）2021年（令和3年）から抜粋

○雇用形態、年齢階級別役員を除く雇用者の推移（割合）（単位：％）

調査年次		2017	2018	2019	2020	2021
役員を除く雇用者	非正規の職員・従業員	37.2	37.8	38.2	37.1	36.7
	正規の職員・従業員	62.8	62.2	61.8	62.9	63.3
15～24歳	非正規の職員・従業員	47.3	49.8	50.4	48.7	48.3
	正規の職員・従業員	52.7	50.2	49.6	51.3	51.7

○若年無業者及び35～44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（単位：％）

調査年次		2017	2018	2019	2020	2021
若年無業者	合計	2.1	2.1	2.2	2.8	2.3
	15～24歳	1.7	1.7	2.0	3.1	2.3
	25～34歳	2.5	2.4	2.5	2.5	2.3
35～44歳無業者		2.4	2.4	2.4	2.5	2.3

※若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

2：青少年の現状分析

第3期那須塩原市青少年プラン策定のため、青少年の生活実態調査と青少年に関する市民の意識調査を実施しました。

(1) アンケート調査結果

○子どもの生活に関するアンケート

<調査対象>

- ・市内の小学校7校の5年生の児童 200人
- ・市内の中学校5校の2年生の生徒 200人
- ・市内の高等学校4校の2年生の生徒 200人

※各校1クラス程度

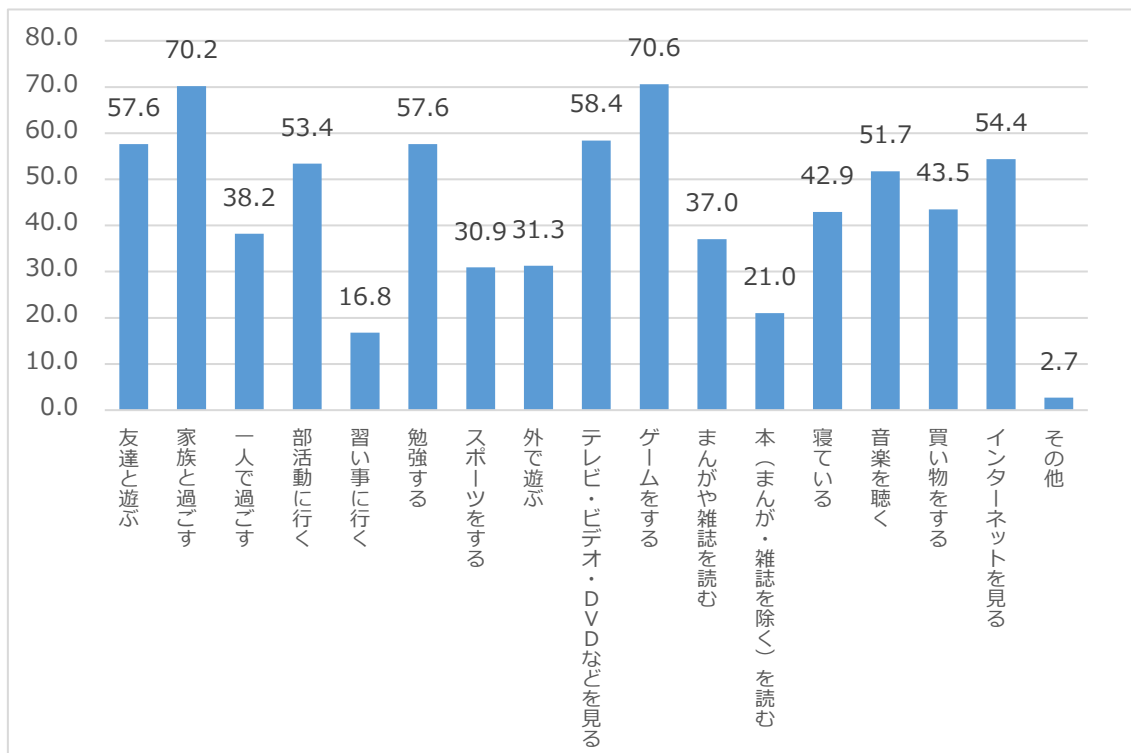
<調査期間>

令和4年1月12日～令和4年1月31日

<回収結果>

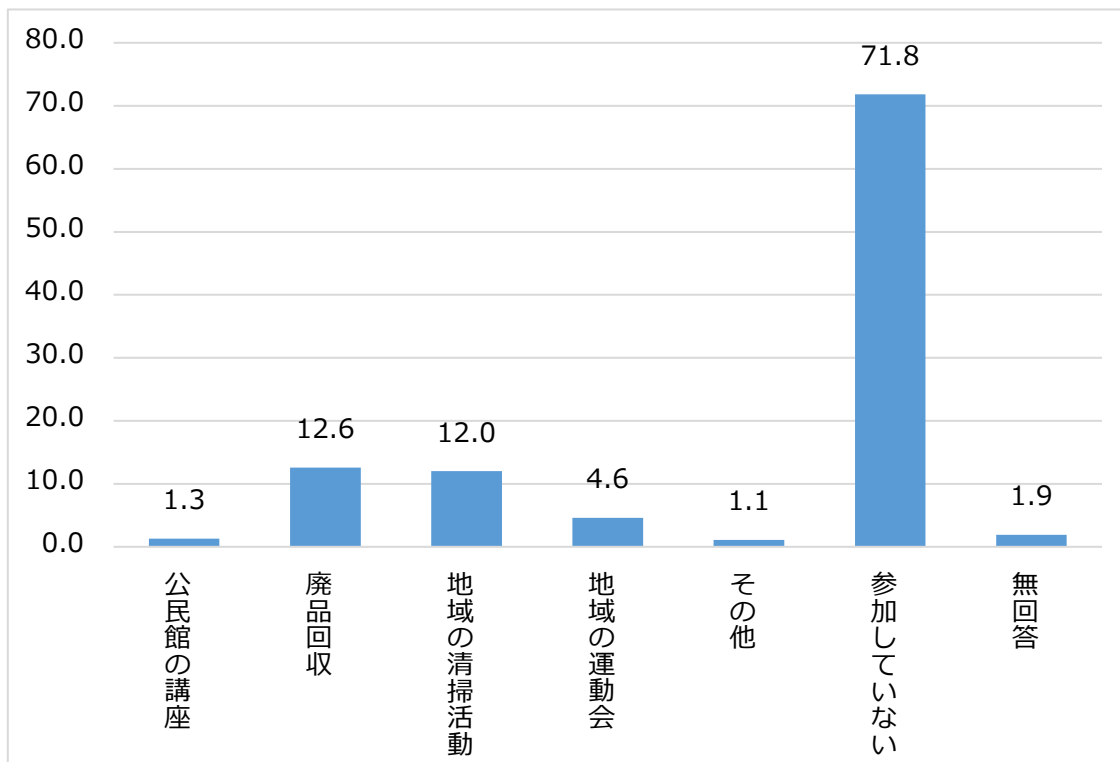
- ・対象者600人中 回答者476人（回収率：79.3%）

【質問1】休みの日は、どのように過ごしていますか？（いくつでも〇）（単位：％）



「ゲームをする」「家族と過ごす」が多く、次いで「テレビ・ビデオ・DVDなどを見る」「勉強する」「友達と遊ぶ」「部活動に行く」「音楽を聴く」といった過ごし方が多く、平成28年のアンケート結果と似た状況となっていますが、「インターネットを見る」については、かなり増加している状況です。

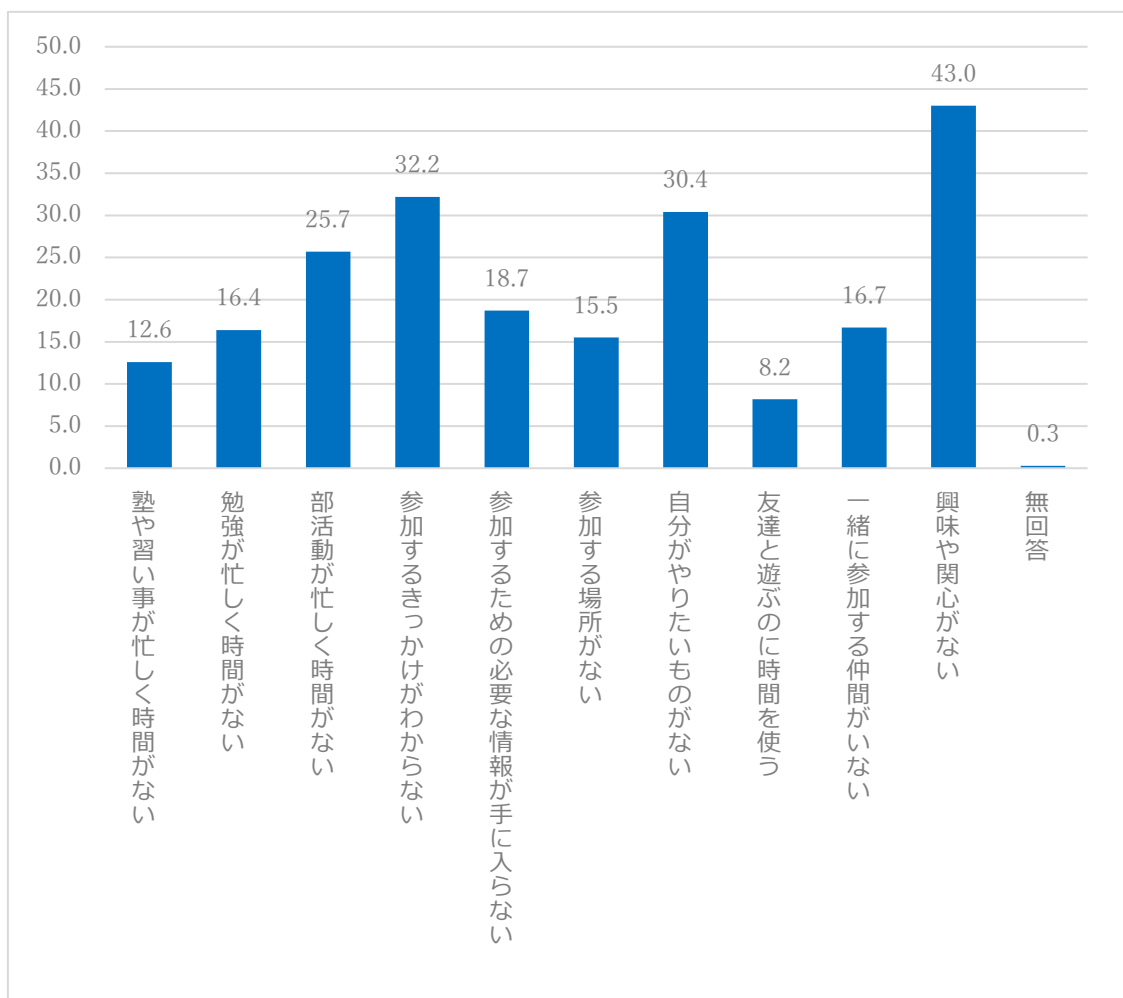
【質問2】 次の活動のうち参加しているものがありますか？（いくつでも〇）（単位：％）



「参加していない」が大部分を占める結果となり、平成20年及び28年のアンケート結果と同じ状況となっています。

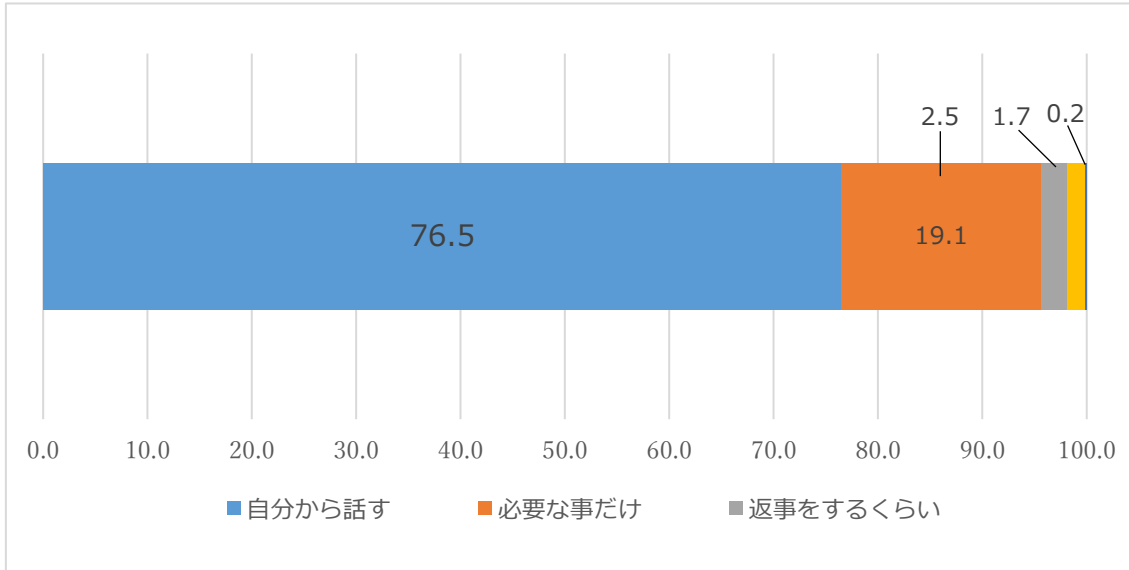
【質問3】 【質問2で「2 参加していない」と答えた方にお聞きします。】

参加していない理由は何ですか？（いくつでも○） （単位：％）



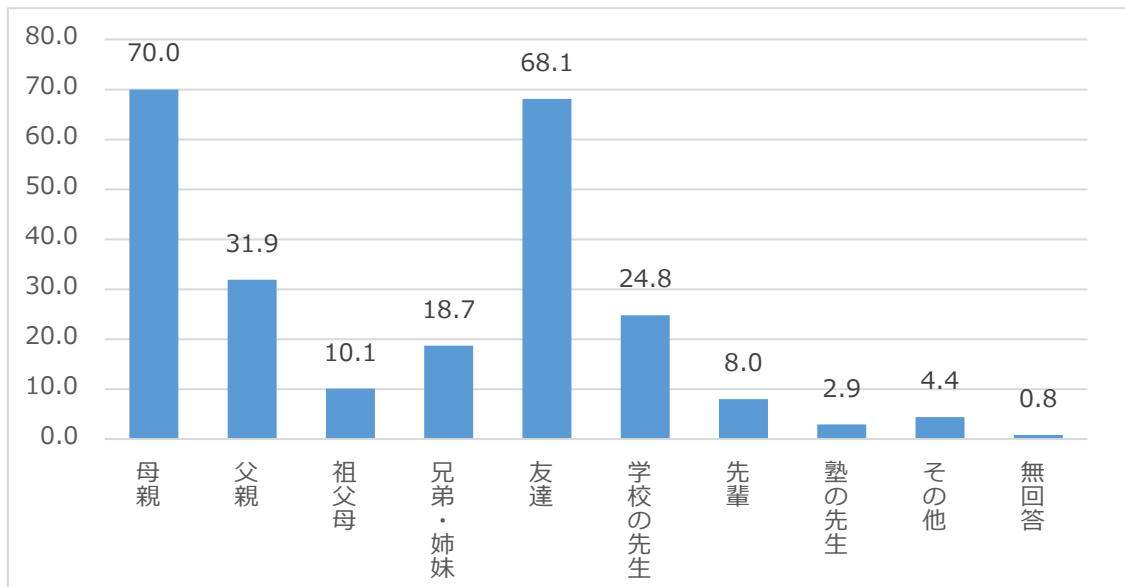
前回調査で一番多かった「部活動が忙しい」を抑えて、「興味や関心がない」が最多となりました。また、「きっかけがわからない」「やりたいものがない」も理由として挙げられています。

【質問4】 家族と会話していますか？（どちらかに○）（単位：％）



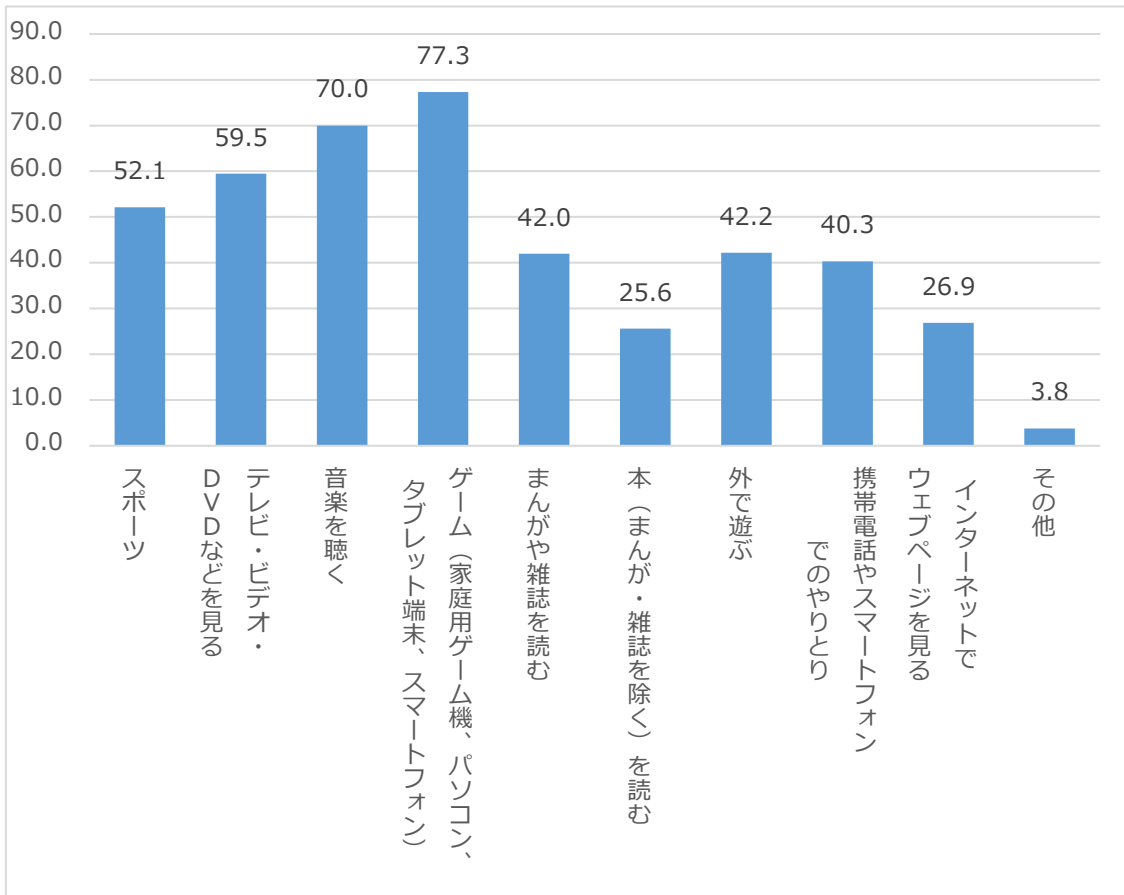
「自分から話す」が大多数を占めており、家の中での会話については子どもから多く発信されています。平成20年及び28年のアンケート結果でも同じ状況となっています。

【質問5】 悩みや心配事ができたら誰に相談していますか？（いくつでも○）（単位：％）



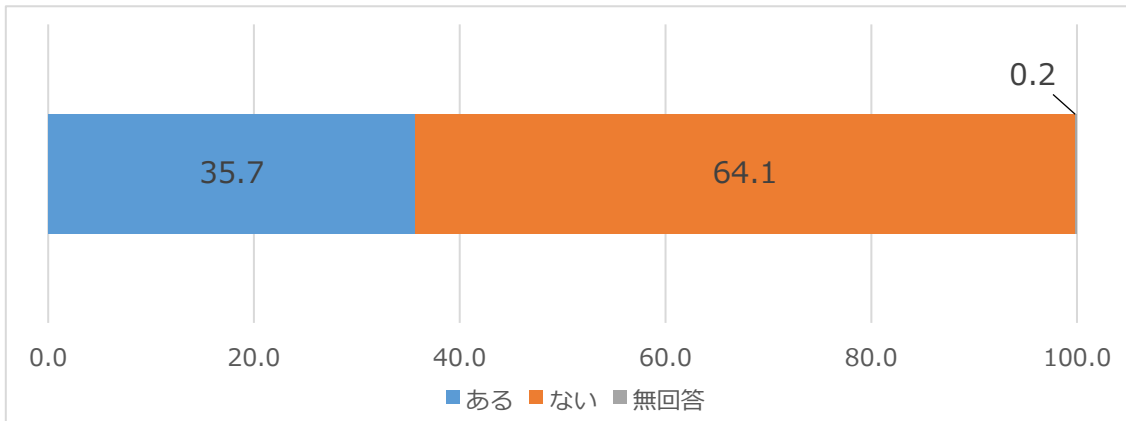
平成28年の調査に引き続き、「母親」「友達」が多く、「父親」「学校の先生」は少ない傾向にあります。

【質問6】どんなことが好きですか？（いくつでも○）（単位：％）



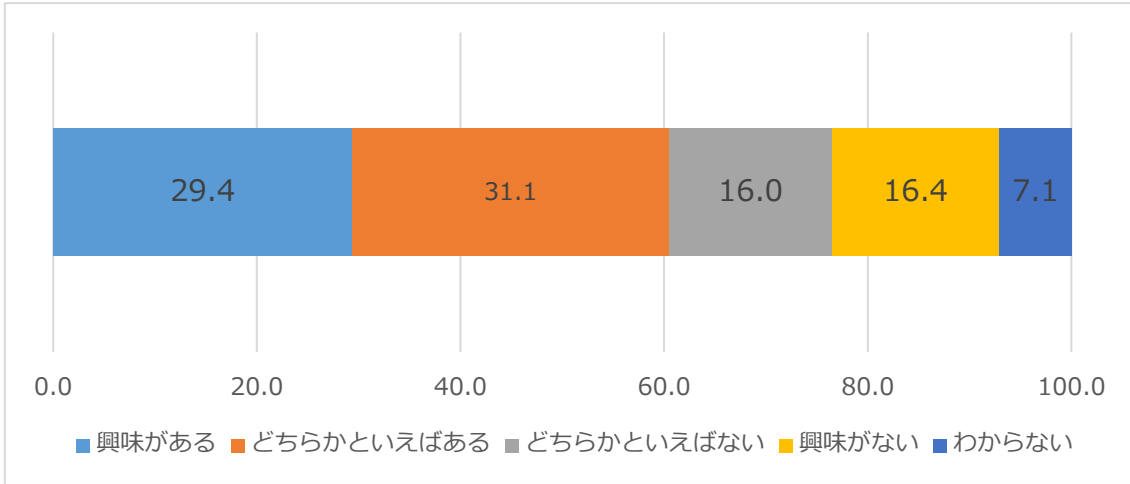
「ゲーム」「音楽を聴く」「テレビ・ビデオ・DVDなどを見る」が多数を占めており、青少年が外に出ずに済むことを、より好んでいる状況が見て取れます。

【質問7】携帯電話やスマートフォンでのやり取り（SNS）で、知らない人とやり取りをしたことがありますか？（1つだけ○）（単位：％）



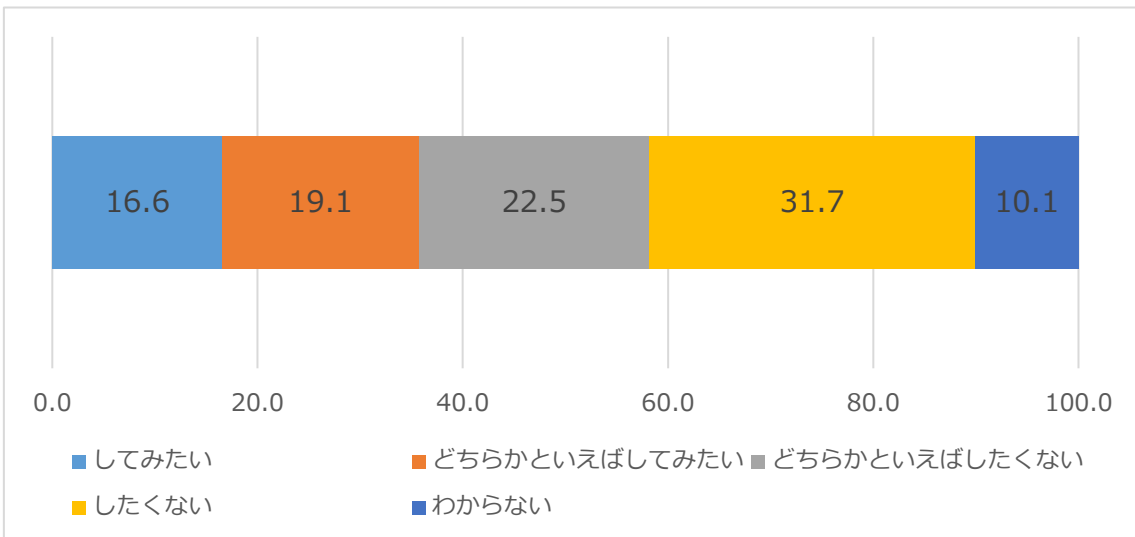
3分の1を超える青少年が、知らない人とのやり取りについて経験があるとしています。

【質問8】 外国の言葉や文化に興味はありますか？（1つだけ〇）（単位：％）



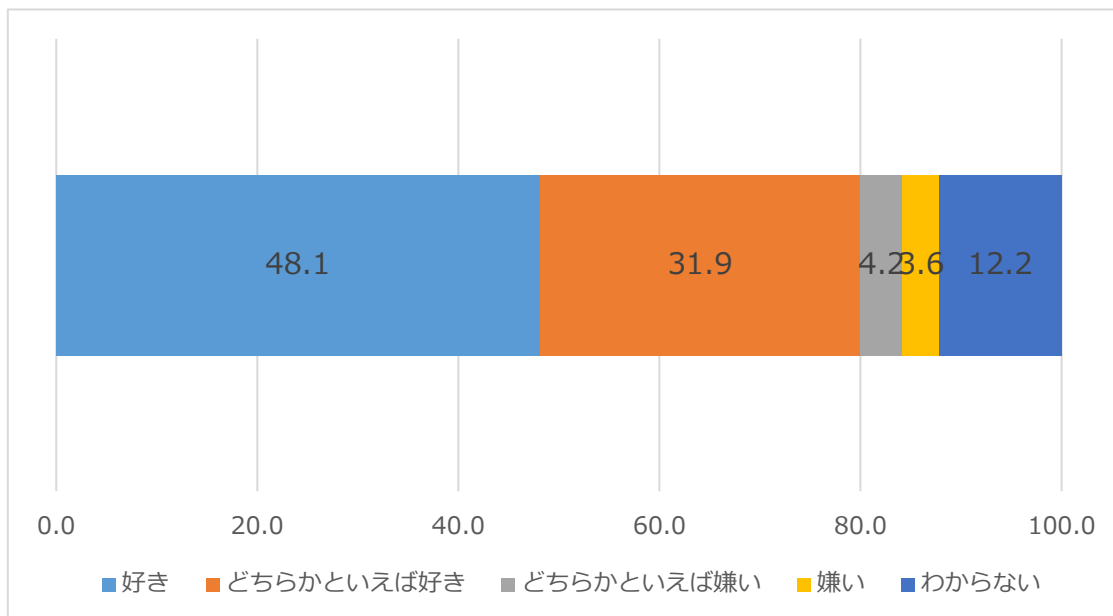
「興味がある」「どちらかといえばある」が半数以上を占めており、日本以外の文化にも興味を持つ青少年が多いことが伺えます。

【質問9】 海外で勉強や仕事をしてみたいと思いますか？（1つだけ〇）（単位：％）



「してみたい」「どちらかといえばしてみたい」が3分の1を超える一方、「どちらかといえばしたくない」「したくない」も半数以上の意見があり、まだまだ青少年にとっては、海外に出ることについては、慎重な考えを持つ人が多いことが見て取れます。

【質問10】あなたは、那須塩原市が好きですか？（いくつでも〇）（単位：％）



「好き」「どちらかといえば好き」が多数を占める中、「わからない」という意見があり、平成28年度の調査と似た傾向が見て取れます。



【こどもを守る家】



【「きけん」看板】

○青少年についての市民アンケート

<調査対象>

18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）

<調査期間>

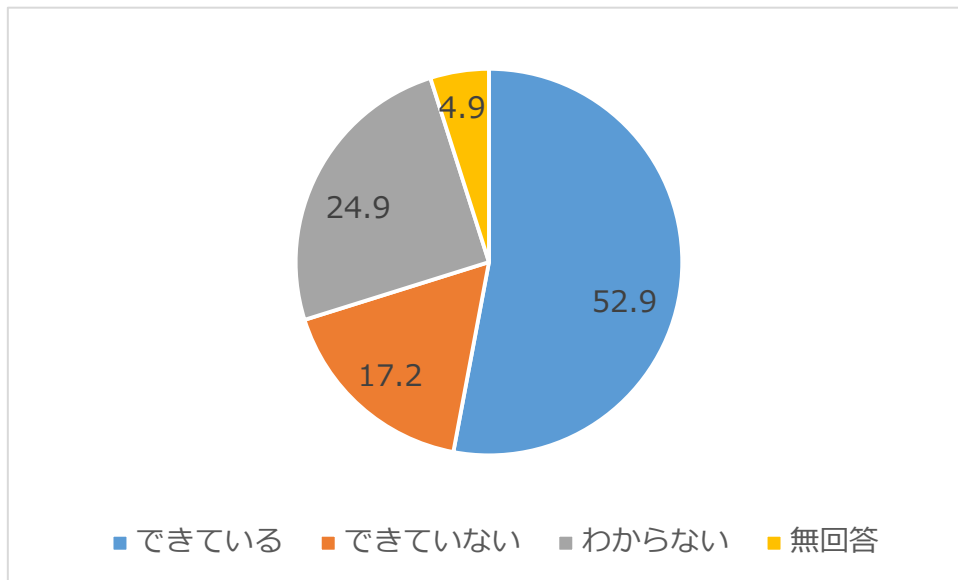
令和4年1月12日～令和4年1月31日

<回収結果>

対象者2,000人中 回答者854人（回収率：42.7%）

●青少年について

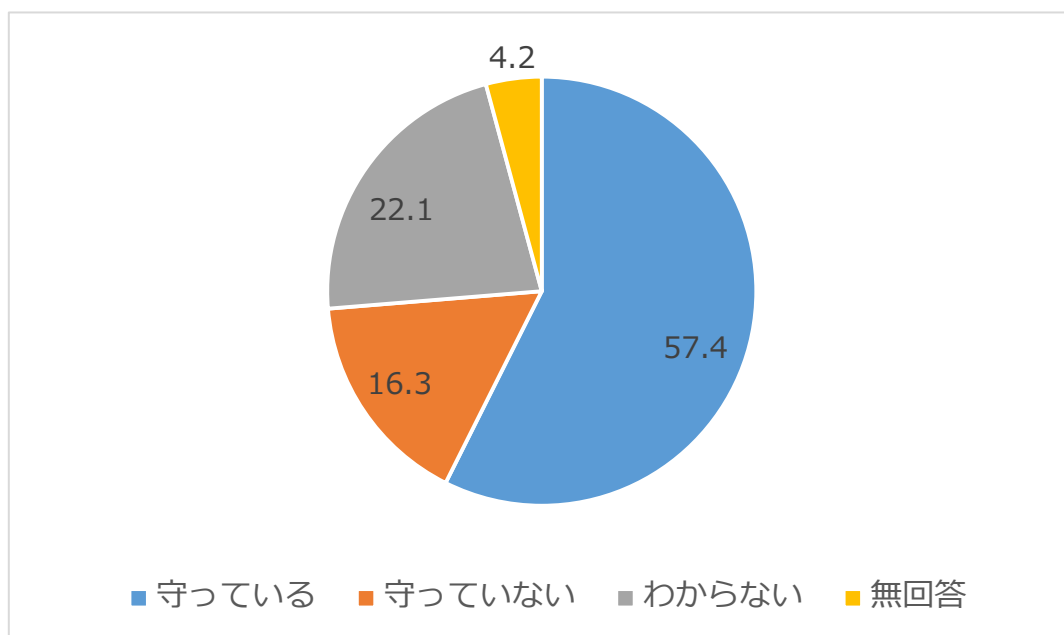
【問1】あいさつや言葉遣いは、できていると思いますか（1つに○）。（単位：%）



「できている」が全体の53%近くを占め、過半数を超える一方、「できていない」が、全体の25%を占めています。平成28年度の調査時と似た回答割合ですが、「わからない」と回答した方が増加しており、コロナ禍の中で青少年と接する機会が少なくなり、判断がつけづらかったのではと考えます。



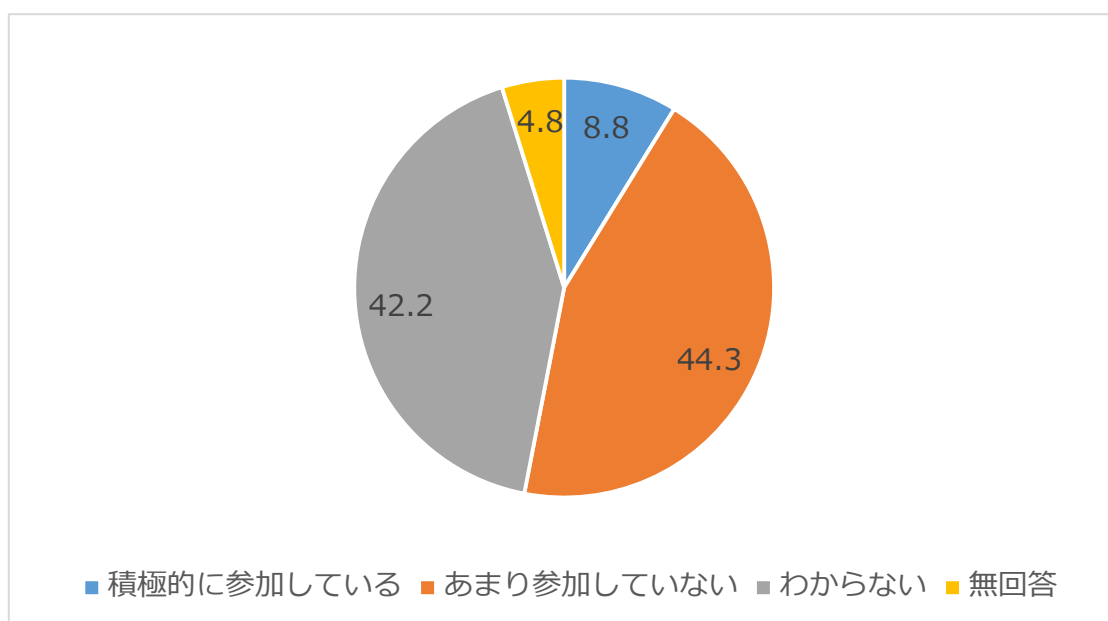
【問2】 交通ルールやマナーは、守っていると思いますか（1つに〇）。（単位：％）



「守っている」が57%を占め、過半数を超える一方、「守っていない」の合計が全体の16%を占めており、マナーを守っていない青少年も多いと感じていることを表しています。

【問3】 地域行事への参加について、どのように思いますか。（1つに〇）。

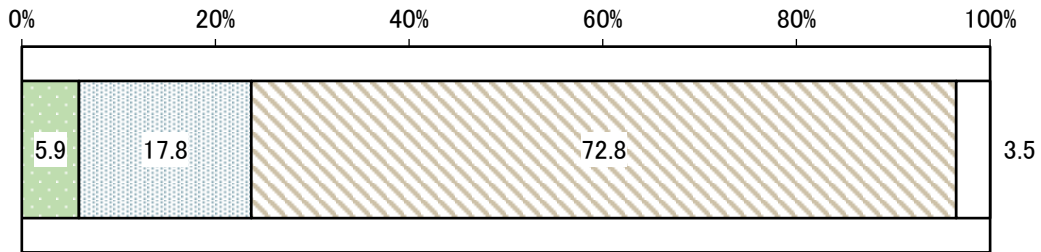
（単位：％）



「あまり参加していない」が全体の44%を占め、半数近くが地域行事に参加していないと感じていることを表しています。

● 青少年の健全育成について

【問1】 あなたは青少年の「居場所」として家庭や学校以外で案内できる場所を知っていますか。(1つに○)。(単位：%)

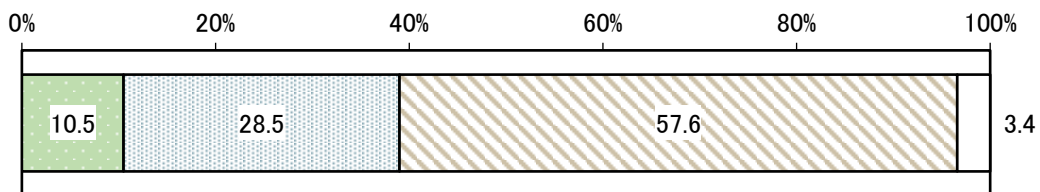


- 知っているし、自分でも行って見たことがある
- 知っているが、自分では行ったことがない
- 知らない
- 無回答

「知らない」が全体の72.8%、行ったことのあるなしに関わらず「知っている」が全体23%あまりとなっています。

青少年の家庭や学校以外の居場所についてあまり知られていないことが見て取れます。

【問2】 あなたは不登校やひきこもりの方へのサポートを行う団体を知っていますか。(1つに○)。(単位：%)

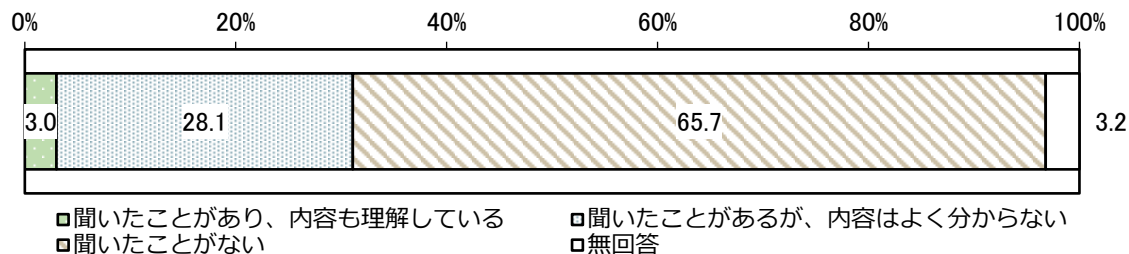


- 知っており、内容も理解している
- 名前は知っているが、内容はよく分からない
- 知らない
- 無回答

「名前を知っており、内容も理解している」「名前は知っているが、内容はよく分からない」の合計が全体の39%、「知らない」が全体の58%を占めており、認知度が低いことを表しています。

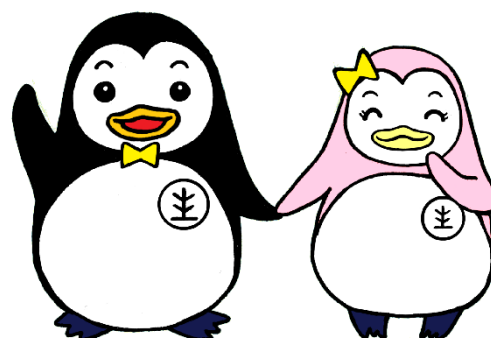
【問3】あなたは「社会を明るくする運動」を知っていますか（1つに○）。

（単位：％）



「聞いたことがあり、内容も理解している」が全体の3%、「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」が全体の28%、「聞いたことがない」が全体の65%となっています。

半数以上の方が「社会を明るくする運動」を認知しておらず、認知度が低いことを表しています。



【社会を明るくする運動マスコット】
「ホゴちゃん・サラちゃん」

(2) アンケート結果から見る青少年の傾向と課題

今回実施した小中高校生を対象としたアンケートでは、現行のプラン策定時（平成28年）に実施したアンケートと比較すると、大きな変化は見られませんでした。

前回調査結果と変わらず、お祭り等の地域行事やボランティア等の社会活動への参加意識は低い状況にあります。

また、18歳以上の市民を対象にしたアンケートにおいても、青少年の地域行事や社会活動への参加意識が低い状況にあると感じていることが伺えます。

さらに、市民を対象にしたアンケートにおいては、県や市が推進している青少年関連施策に関する認知度についてあまり高くない結果となり、青少年関連施策についての周知が十分でなく、市民の青少年の健全な育成に対する関心の薄さが見られます。

このことから、青少年が地域社会に関わるための環境づくりやきっかけづくりに取り組むことが重要になります。

また、地域社会を形成する市民も青少年の健全な育成を推進する主体である意識を持つとともに、積極的に関わる意識の醸成が必要になります。

○項目別アンケート内容の傾向

項目	内容
休日の過ごし方	休みの日には、家族と過ごしたり、ゲームや友達と遊んだりして過ごしています。また、前回調査と比べてインターネットを利用している青少年も多くなっています。
地域行事・社会活動への参加	「参加していない」と回答する小中高校生が多く、理由として多く挙げられたのは「興味や関心がない」でありましたが、一方で「参加するきっかけがわからない」「やりたいものがない」という理由で参加していないのも挙げられています。
家族との会話	「自分から話す」という回答が多く、家族との会話については、子どもから発信されていることが分かります。家族とのコミュニケーションはおおむね良好であると考えます。
悩みや心配事の相談の相手	相談相手は「母親」「友達」が多数を占めます。「父親」「学校の先生」を相談先として考えている青少年は多くないようです。
携帯電話やスマートフォンの利用	携帯電話やスマートフォンなどを利用したインターネットの利用が多くなっており、その中でも知らない人とSNSを利用したやり取りを経験したことがある者が一定数います。

海外への視点	約半数の青少年が外国の言葉や文化に興味を持っています。しかし、実際に海外で勉強や仕事をするに対しては、「してみたい」「どちらかと言うとしてみたい」と回答した青少年が約35%となっています。
あいさつや言葉遣い、マナーの順守	半数以上の者があいさつや言葉遣いはできていたり、交通ルールやマナーを守っていると感じています。 しかしながら、あいさつなどができていないと感じている人もいます。
青少年の健全育成について	家庭や学校以外の青少年の「居場所」やひきこもりなどのサポートを行う団体、非行防止や犯罪からの立ちなおりを支援する「社会を明るくする運動」などの認知度が低い状況となっています。

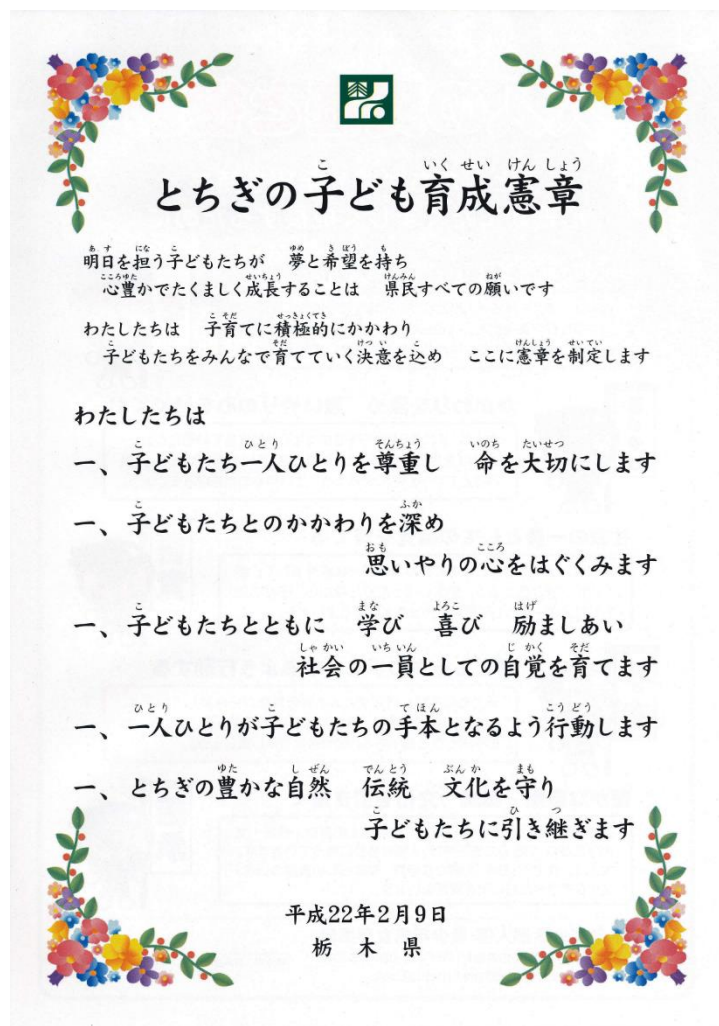
○那須塩原市が取り組むべき課題

令和3年1月に実施した「子どもの生活に関するアンケート」及び「青少年についての市民アンケート」の結果を踏まえ、那須塩原市の青少年を取り巻く環境や青少年の意識の変容の中で、次世代を担う青少年の健やかな成長を願う私たち市民のすべてが考え、取り組むべき課題について、下記のとおりまとめました。

項目	取り組むべき課題
休日の過ごし方	休みの日には、家族と過ごし、ゲームや友達と遊んだりして過ごしています。また、インターネットを利用している青少年も多くなっています。 引き続き、青少年全般の生活意識の向上に寄与する施策について検討、創出することが求められています。
地域行事・社会活動への参加	「参加していない」との回答が多く、理由として多く挙げられたのは「興味や関心がない」でありましたが、一方で「参加するきっかけがわからない」「やりたいものがない」という理由で参加していないことも挙げられています。青少年が参加するきっかけとなるような情報発信を行っていく必要があります。

家族との会話	<p>小中高校生ともに、「自分から話す」という回答が多く、家族との会話については、子どもから発信されていることが分かり、家族とのコミュニケーションはおおむね良好であると考えます。</p> <p>家族のきずなを一層深め、より良好とするための取組が求められています。</p>
悩みや心配事の相談の相手	<p>相談相手は「母親」「友達」が多数を占めています。</p> <p>家族や友達だけでなく、相談支援機関について利用しやすくなるよう広報や啓発を行っていく必要があります。</p>
携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用	<p>携帯電話やスマートフォンを経由したインターネットの利用が多くなっており、その中でも知らない人とのやり取りを経験したことがある者が一定数います。また、スマートフォンなどを利用したゲームを利用している状況も多くみられます。</p> <p>有害情報の閲覧防止をはじめ、インターネットを安全に利用するための意識の醸成が求められています。</p>
海外への視点	<p>半数以上の青少年が外国の言葉や文化に興味はあるものの、実際に海外で勉強や仕事をするに対しては、「してみたい」「どちらかと言うとしてみたい」青少年が約35%となっています。</p> <p>国際交流への意識を深め、異文化体験を通じた国際理解が深まるよう取り組むことが求められています。</p>
あいさつや言葉遣い、マナーの順守	<p>半数以上の者があいさつや言葉遣いはできている、又は交通ルールやマナーを守っていると感じています。</p> <p>しかしながら、あいさつなどができていないと感じている者もいます。</p> <p>体験活動を通じ、他者との関わりの中で相手を思いやる気持ちや規範意識、倫理観の醸成が求められています。</p>

<p>青少年の健全育成について</p>	<p>家庭や学校以外の青少年の「居場所」やひきこもりなどのサポートを行う団体、非行防止や犯罪からの立ちなおりを支援する「社会を明るくする運動」などの認知度が低い状況です。</p> <p>これらの活動について、引き続き青少年を中心とした市民全体への普及啓発を進めることが求められています。</p>
---------------------	---



【とちぎの子ども育成憲章】

第3章

プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

1：基本理念

自分らしく夢と笑顔を持った青少年の育成

社会・経済状況等の急激な変化が進み、青少年を取り巻く問題はより一層多様化し、複雑かつ深刻な状況にあります。

本市においても、社会生活を営む上での困難や生きづらさを抱えた青少年も増えていきます。

私たち市民は、青少年が自分らしく笑顔で夢が持てるように導いていく必要があります。

そのため、一人一人の青少年が、育ってきた環境や性別を問わずに自分らしく、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しながら、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次の時代を担うことができるよう支援します。

それらを実現できるよう、上記「自分らしく夢と笑顔を持った青少年の育成」を基本理念とします。

2：基本目標

基本理念の「自分らしく夢と笑顔を持った青少年の育成」を実現するために、那須塩原市に住む青少年が、ふるさと那須塩原市での生活に誇りを持ち、変化が目まぐるしい世の中に対応しながら、自分の身のまわりに関心を持ち、地域とのつながりを大切にしつつ、確固たる意志をもった青少年を育成するため、基本目標を次のとおり定め、取り組んでいきます。

**「ふるさと那須塩原市」を愛するしなやかで
心豊かなたくましい青少年を育成します**

◎目指す青少年像

- ① 健康な心身を持ち、自他を重んじ、変わっていく情勢に対応できるしなやかさで心豊かなたくましさを身に付け、自分らしく成長します。
- ② 心豊かに物事への関心を持ち、体験活動に積極的に参加します。
- ③ インターネットやSNSなどの情報通信技術の利用について正しい知識を持ち、有害情報等に対し正しい判断ができます。
- ④ 自己を肯定し、地域・学校・家庭に必要な一員として、たくましく意欲を持って行動します。
- ⑤ 自分たちの住む地域の行事やボランティア活動に積極的に参加します。
- ⑥ 働くことに意欲を持ち、様々な職業に理解を深め、就労により社会に参加します。
- ⑦ ふるさと那須塩原市の良さを知り、地域から受ける恩恵に感謝し、地域活動に積極的に参加します。

3：基本方針

「第2次那須塩原市総合計画」では、青少年に関する施策として「健全な青少年を育成する」という基本施策を定め、3つの具体的な施策（「①青少年の健全育成体制を整備する」「②地域ぐるみで青少年健全育成活動を推進する」「③青少年のリーダー育成を推進する」）を挙げています。

それらの施策を推進していくために、本プランでは2つの基本方針を定めて施策の方向性を示しながら様々な施策を推進します。

なお、本プランの基本目標を達成するために、青少年を取り巻く地域全体で取り組むものと青少年自身に取り組むものを今後5年間に推進する2つの基本的な方針として定めます。

また、「那須塩原市教育振興基本計画」及び「第3期生涯学習推進プラン」における青少年期の施策として取り組んでいきます。

【基本方針1】

青少年の健全な成長を支援する地域づくりをめざす取組

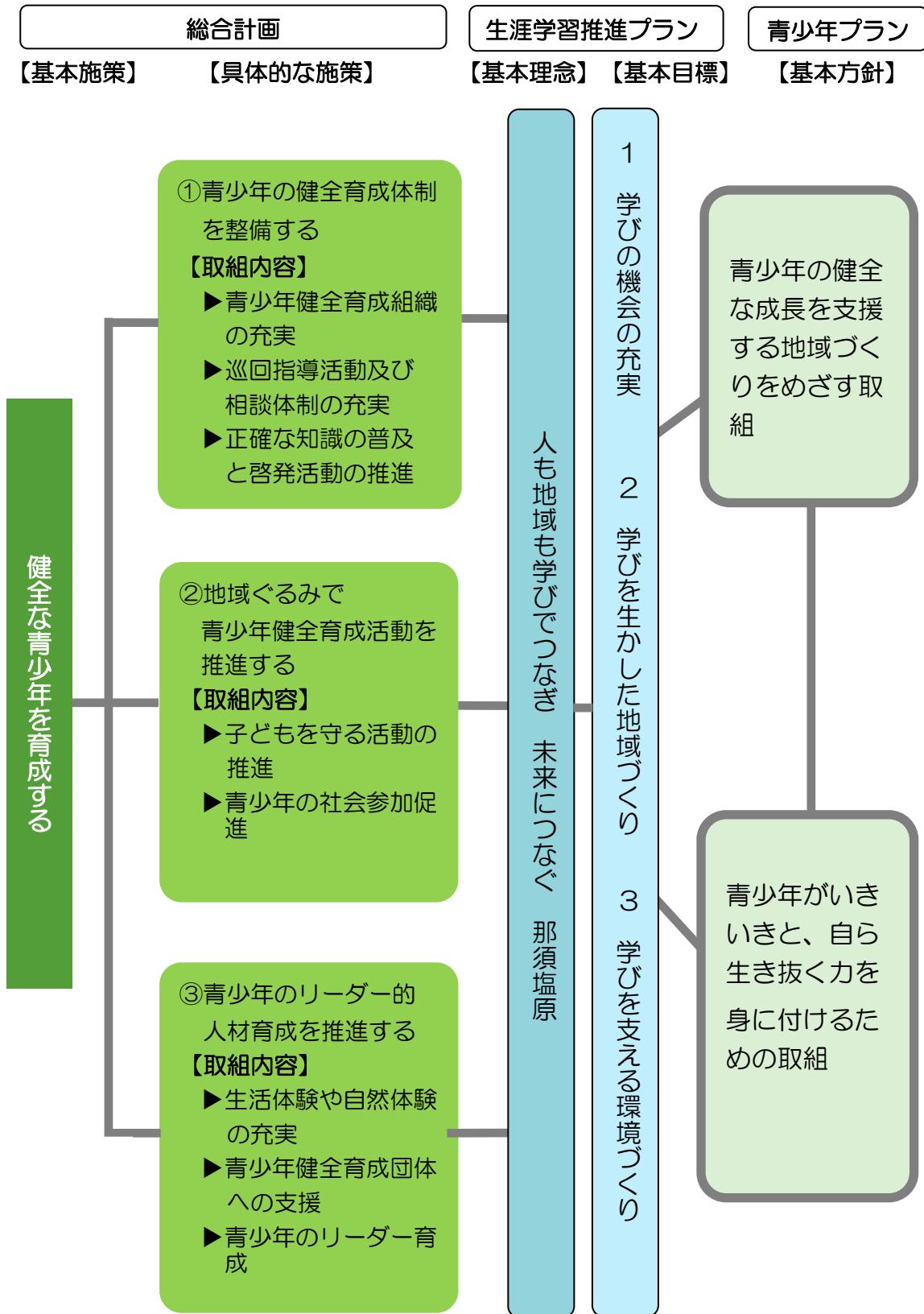
- 基本的な人格形成の場である家庭を中心に、地域・学校・家庭が一層連携を深め、協働することにより、「生き抜く力」を身に付けるための取組を推進します。
- 青少年が体験活動を通して多様な価値観に触れる機会を充実させながら、自己肯定感を醸成し自分らしく社会で輝ける資質を身に付けられるよう支援します。
- 青少年の健全育成に携わる各種団体が連携し、幅広い分野で青少年を支えることができるよう、青少年健全育成団体等の活動を支援します。
- 困難を抱える青少年が希望を持って安心・安全に生活できるよう、関係機関・団体や地域が連携し、社会的に自立ができるよう支援ができるまちづくりを推進します。

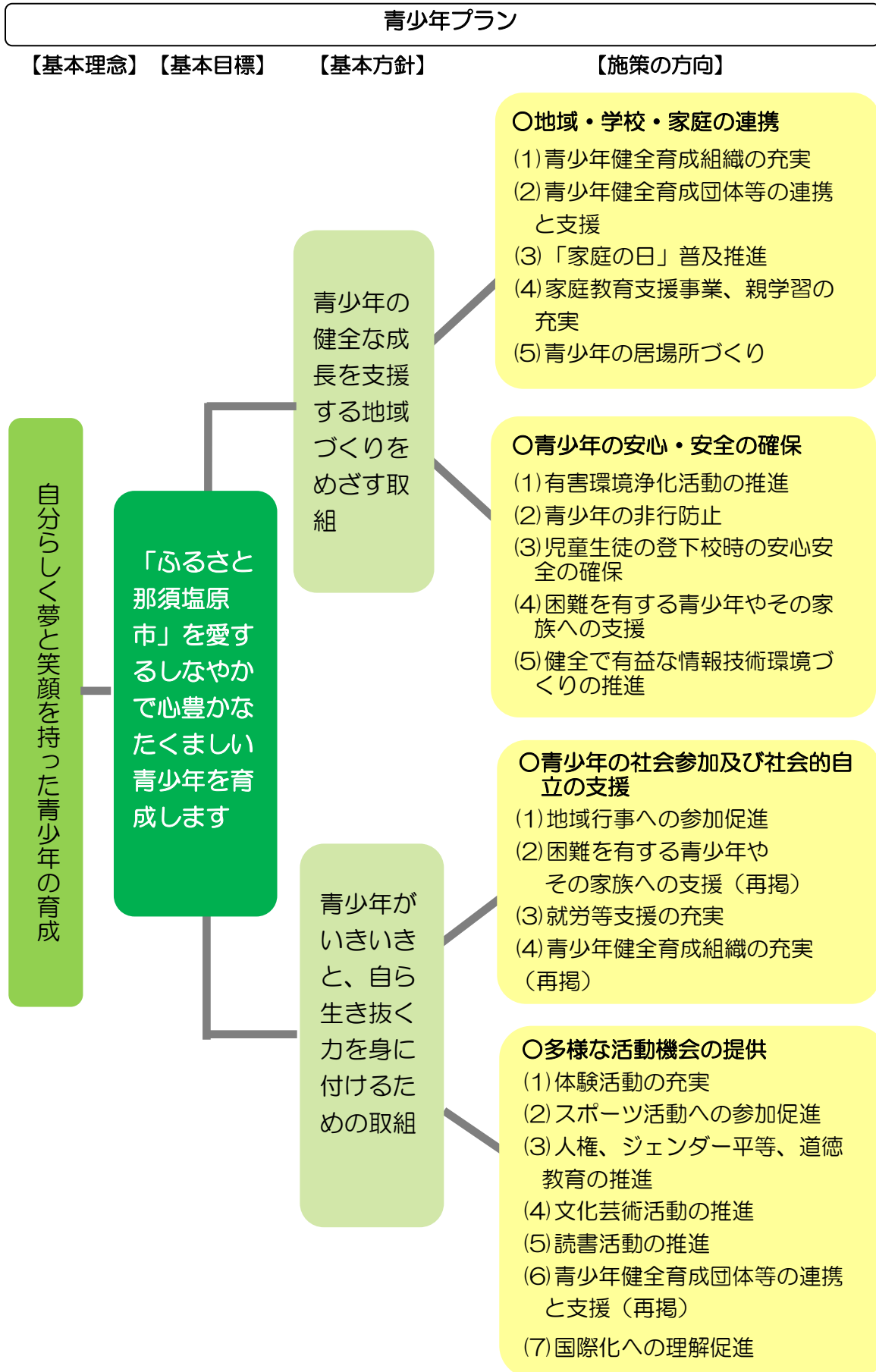
【基本方針2】

青少年がいきいきと、自ら生き抜く力を身に付けるための取組

- 青少年一人一人が、健康な心身を持ち、自他の違いを理解し、社会性を身に付け、自ら生き抜く力が身に付けられるよう支援します。
- 青少年がさまざまな地域活動や社会活動に興味を持ち、参加することで仲間との協力・連携や自己の責任について学び、人間性豊かに成長できるよう、様々な社会参加・体験活動の充実を図ります。
- 困難を抱える青少年やその家族の社会的自立に向けて、関係機関が連携し、途切れることのない支援ができるよう取り組みます。
- 体験活動を通して得た経験や身に付けた技能を生かして、他者とのコミュニケーションや変化に対応する力を育み、地域活動のリーダーとして活躍できる青少年を育成します。

4：施策の体系





5：SDGsとの関連

- SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標を意味します。持続可能な開発目標とは、将来の世代を含めて誰もが豊かに安心して暮らし続けていける社会を実現するために、平成27(2015)年9月に開催された国連サミットで採択された全世界共通の目標です。
- 本プランにおける基本目標「「ふるさと那須塩原市」を愛するしなやかで心豊かなたくましい青少年を育成します」では、持続可能な社会のなかでの青少年の育成を目指していますが、これはSDGsの目指すところと合致するものです。本プランの上位計画である「第2次那須塩原市総合計画（後期基本計画）」及び「第2期那須塩原市教育振興基本計画」において各施策をSDGsと関連付けていることから、本プランにおいても関連するSDGsのゴールについて、施策の体系の中でお示ししています。



- 基本目標に位置付けた施策に取り組むことで、SDGsの目標達成に一步近づきます。

「ふるさと那須塩原市」を愛する
しなやかで心豊かなたくましい
青少年を育成します



〈SDGsの17の目標〉

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 8 働きがいも 経済成長も |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう |
| 15 陸の豊かさも守ろう | 16 平和と公正をすべての人に |
| 17 パートナーシップで目標を達成しよう | |

第4章

青少年育成施策の推進

第4章 青少年育成施策の推進

1：施策の展開

基本方針1 青少年の健全な成長を支援する地域づくりをめざす取組

<施策の方向1> 地域・学校・家庭の連携

<現状と課題>

本プランの基本理念や基本目標は、青少年を取り巻く全ての人や組織が自分のこととして捉えてもらうよう、普及啓発活動を推進する必要があります。

アンケートの結果では、青少年の健全育成を支援する団体や運動についての認知度が低い状況です。

健全育成を支援する団体や運動について理解を深め、それらの団体や運動と、地域、学校及び家庭が連携しながら、子どもたちの健全な成長を支援していくことが重要です。

<主な施策・取組>

(1) 青少年健全育成組織の充実

●地域と学校の連携の推進による交流促進と人材の育成

青少年の健全育成のため、家庭のみならず、より多くの地域住民、団体と学校による連携を図ります。また、地域の人材を積極的に活用し、学校が持つ資源を生かし、家庭、地域と学校が協働にて青少年健全育成に向けて取り組む人材づくりに取り組みます。

事業名	関係部署・機関
☆那須塩原版地域学校協働本部による活動	生涯学習課 学校 学校教育課 公民館
☆地域学校協働推進員養成講座の開催	生涯学習課
☆マイ・チャレンジ（社会体験活動）推進事業	学校教育課 生涯学習課
☆生産者と児童生徒の交流会	農務畜産課
☆高等教育機関との連携	生涯学習課

☆コミュニティスクール（学校運営協議会）の導入	学校教育課 生涯学習課
-------------------------	----------------

(2) 青少年健全育成団体等の連携と支援

●青少年健全育成協議会や各種団体との連携強化と充実

青少年の健全育成を図るために設置した青少年健全育成協議会を構成している団体や青少年の健全育成に係る活動を行っている団体に対し、情報の提供や支援を行うことで連携を図りながら青少年健全育成体制を充実させます。

事業名	関係部署・機関
☆子どもフェスタ開催事業	子ども会 青少年育成市民会議 生涯学習課 青少年センター
☆青少年育成市民会議事業	生涯学習課 青少年センター 少年指導員会
☆青少年健全育成団体への支援	生涯学習課 公民館
☆青少年プラン推進事業	生涯学習課

(3) 「家庭の日」普及推進

●青少年の健全な育成に欠くことのできない家庭の役割の普及、啓発

毎月第3日曜日は、明るく楽しい家庭づくりをするきっかけとし、青少年を心身ともに健やかに育むため「家庭の日」としており、青少年の健やかな成長の基盤である家庭の役割についてその普及啓発を図ります。また、家族が一緒に過ごす時間を作るため、第3日曜日に合わせて交流事業を実施し、家庭におけるふれあいやコミュニケーションを深め、明るい家庭づくりを推進します。

事業名	関係部署・機関
☆「家庭の日」普及推進活動	生涯学習課 スポーツ振興課 博物館 青少年センター
☆青少年育成市民会議事業	生涯学習課 青少年センター 少年指導員会

(4) 家庭教育支援事業、親学習の充実

●家庭教育、親学習の充実支援

家庭における「教育力」の向上を図り、子育て等において家庭が抱える課題解決を地域全体で支援するため、家庭、地域及び学校様々な活動を充実させるとともに、支援に関わる人材の育成に取り組みます。

事業名	関係部署・機関
☆家庭教育支援事業（家庭教育支援に関わる人材育成・家庭教育オピニオンリーダーの育成と活用・家庭教育セミナー開催事業・啓発活動）	生涯学習課 公民館
☆親学習プログラム（就学時健康診断・生涯学習出前講座）	生涯学習課 学校
☆教育講演会の開催	生涯学習課
☆親子食育教室等への支援	健康増進課

(5) 青少年の居場所づくり

●社会教育施設等の利用促進

本市には、社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、文化会館、体育施設を設置しており、多くの市民が利用しています。また、社会教育施設が開催する様々な講座やイベントは、市民の学びの場として重要な位置を占めています。

しかしながら、青少年の利用、参加は施設によって差があることから、放課後や週末などの学校外での活動や体験活動の機会を充実させるため、関係機関と協働で青少年の交流及び社会参加活動となる場を支援します。

事業名	関係部署・機関
☆地域における安全で楽しい子どもの居場所づくり	公民館 図書館 博物館 文化会館 スポーツ振興課 学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会
☆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子育て支援課
☆図書館の体験教室（青少年対象）	図書館
☆田舎ランド体験教室	田舎ランド鳴内
☆青少年対象講座	公民館

SDGsとの関連



＜施策の方向2＞ 青少年の安心・安全の確保

＜現状と課題＞

安心で安全な生活を送ることは、青少年のみならず、全ての市民の願いです。しかしながら、青少年に対しての有害環境の浄化活動や日常生活における安全確保は、長期的に取り組む必要があります。

また、急速に普及したインターネットを中心とした情報技術環境は、青少年がスマートフォンなどによる情報の入手が容易となった反面、有害情報へ容易にアクセスしたり自分の知らないうちに犯罪に巻き込まれたりするといった可能性が高まっています。

青少年を犯罪や事故などの被害から守るためには、青少年と関わりのある全ての機関、団体、市民がお互いに連携しながら、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

引き続き、青少年の安心・安全の確保のために様々な相談・支援体制を充実させ、存在の周知に取り組めます。

＜主な施策・取組＞

(1)有害環境浄化活動の推進

●青少年への悪影響を排除するための環境整備

青少年に悪影響を及ぼす有害環境の排除を引続き行い、環境浄化を推進します。

事業名	関係部署・機関
☆立入調査	青少年センター 県北健康福祉センター 那須塩原警察署
☆白ポスト設置事業	青少年センター



白ポスト

(2) 青少年の非行防止

関係機関と連携して青少年の非行防止や不良行為少年の早期発見、補導・保護活動につとめるとともに、街頭における広報活動を実施し、正しい知識の普及啓発に取り組めます。

事業名	関係部署・機関
☆巡回指導活動 ☆街頭啓発活動 ☆少年指導員会運営事業	青少年センター 少年指導員会 那須塩原警察署 学校 PTA
☆「社会を明るくする運動」の啓発普及	生涯学習課 保護司会 更生保護女性会
☆薬物乱用防止の啓発活動	青少年センター

(3) 児童生徒の登下校時の安心安全の確保

● 児童生徒の登下校時の見守り安全確保

児童生徒の安全確保は、安心・安全な社会づくりの要です。

これまで、登下校時における児童生徒の安全を確保するため、地域において多岐にわたる取組が行われてきました。

しかし、高齢化による新たな担い手が不足するとともに、共働き家庭の増加により保護者による見守りが困難となるなど、見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少しています。

児童生徒の登下校の安全を守り、子どもたちの安全を確保するため、地域で子どもを見守る環境の整備や交通安全教育を推進します。

事業名	関係部署・機関
☆「子どもを見守るまち」宣言の普及啓発	青少年センター
☆子どもを守る家設置事業	青少年センター 那須塩原警察署 学校 公民館 自治会 事業所・店舗
☆危険箇所立て看板の設置	青少年センター 学校 PTA
☆交通安全教室の開催	生活課

●通学路の整備促進

歩行空間としての通学路が安全に利用できるよう取組を進めます。

<p>☆通学路安全対策事業</p>	<p>道路課 学校教育課 (西)産業観光建設課 (塩)産業観光建設課 生活課 学校 PTA 栃木県大田原土木事務所 国土交通省宇都宮国道事務所 公民館</p>
-------------------	--

(4) 困難を有する青少年やその家族への支援

●各種相談・支援体制の充実

社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への支援については、その内容や程度も一人一人異なり、多岐にわたることから、青少年一人一人の特性を踏まえ、それらに対して適切な分野の支援が必要となっています。

また、困難を有する青少年は、その家庭環境などにも多くの要因があり、本人のみならず、家族への支援も必要となる場合があります。

個別の対応が必要な青少年やその保護者を含む家庭に対しての相談体制の充実ときめ細かな支援を行うために、相談支援機関や様々な専門機関が連携を図ることができるよう相談支援体制の整備に取り組みます。

事業名	関係部署・機関
☆スクールカウンセラーの配置	学校教育課
☆スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
☆不登校児童・生徒の居場所づくり	学校教育課
☆子育て・家庭教育に関する相談	子ども・子育て総合センター
☆青少年相談	青少年センター
☆親子食育教室等への支援	健康増進課
☆奨学資金制度	教育総務課
☆消費生活知識の普及・啓発	生活課
☆消費生活相談	消費生活センター

●各種情報の収集及び提供

青少年を取り巻く現状と課題を把握し、適切な支援を行うため、関係機関から発信される情報を収集し、地域、学校、家庭及び関係機関に積極的な情報提供を行います。

事業名	関係部署・機関
☆「青少年センターだより」の発行	青少年センター
☆栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター (ポラリス★とちぎ) との連携	社会福祉課 生涯学習課

●特に配慮が必要な青少年への支援

青少年の生きづらさや困難の背景には、その家庭環境が影響している場合もあります。それぞれの配慮すべき点について相談窓口を設け、関係機関との連携を図り、生きづらさや困難の解消を図ります。

事業名	関係部署・機関
☆青少年相談	青少年センター
☆栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター (ポラリス★とちぎ) との連携	社会福祉課 生涯学習課

(5) 健全で有益な情報技術環境づくりの推進

●情報リテラシーの醸成

青少年が、各種メディアの情報から、必要な情報を的確に選別し、活用する能力や情報社会で適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための活動を推進します。

また、青少年のインターネット利用に伴う事件やトラブルを防止するため、適切な利用について考え方や態度を培うための活動を推進します。

事業名	関係部署・機関
☆情報モラル教育の推進	学校教育課
☆親子学び合い事業 ～ネット時代の歩き方～	青少年センター とちぎ未来づくり財団

SDGs との関連



基本方針2 青少年がいきいきと、自ら生き抜く力を身に付けるための取組

＜施策の方向1＞ 青少年の社会参加及び社会的自立の支援

＜現状と課題＞

アンケート調査の結果、地域や社会への参加について興味・関心が薄く、青少年が自分や家族を中心に考えて生活していることが分かります。新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、ボランティア活動や地域行事への参加については、積極的な参加が難しいのが現状と考えます。

また、「参加するきっかけがない」「やりたいものがない」といった意見が少なからずあったことから、青少年が参加するきっかけとなるような情報発信も重要と考えます。

日常生活に対して困難を抱えていたり、就労していても自立が難しく親に依存していたりなど、生きづらさを抱えている青少年に対して地域活動や社会活動への参加を促し、社会的に自立できるように支援する必要があります。

＜主な施策・取組＞

(1) 地域行事への参加促進

● 地域文化の理解や相互交流などを進めるための地域行事への参加促進

地域で開催される各種行事への参加は、自らが住む地域の文化を知り、他者との交流により豊かな人間性の醸成及び社会性の形成を図る絶好の機会となっています。地域における行事について様々な情報を発信し、活動の場を提供する等、青少年の積極的な参加を推進します。

事業名	関係部署・機関
☆20歳の集い開催事業	生涯学習課
☆市内各所での祭りへの参加	公民館 (塩)産業観光建設課
☆郷土芸能の伝承	生涯学習課

(2) 困難を有する青少年やその家族への支援（再掲）

●各種相談・支援体制の充実

社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への支援については、その内容や程度も一人一人異なり、多岐にわたることから、青少年一人一人の特性を踏まえ、それらに対して適切な分野の支援が必要となっています。

また、困難を有する青少年は、その家庭環境にも多くの要因があり、本人のみならず、家族への支援も必要となる場合があります。

個別の対応が必要な青少年やその保護者を含む家庭に対しての相談体制の充実ときめ細かな支援を行うために、相談支援機関や様々な専門機関が連携を図ることができるよう相談支援体制の整備に取り組みます。

事業名	関係部署・機関
☆スクールカウンセラーの配置	学校教育課
☆スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
☆不登校児童・生徒の居場所づくり	学校教育課
☆子育てに関する相談	子ども・子育て総合センター
☆青少年相談	青少年センター
☆親子食育教室等への支援	健康増進課
☆奨学資金制度	教育総務課
☆消費生活知識の普及・啓発	生活課
☆消費生活相談	消費生活センター

●各種情報の収集及び提供

青少年を取り巻く現状と課題を把握し、適切な支援を行うため、関係機関から発信される情報を収集し、地域、学校、家庭及び関係機関に積極的な情報提供を行います。

事業名	関係部署・機関
☆「青少年センターだより」の発行	青少年センター
☆栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター (ポラリス★とちぎ)との連携	社会福祉課 生涯学習課

●特に配慮が必要な青少年への支援

青少年の生きづらさや困難の背景には、家庭環境などが影響している場合もあります。それぞれの配慮すべき点について相談窓口を設け、関係機関との連携を図り、生きづらさや困難の解消を図ります。

事業名	関係部署・機関
☆青少年相談	青少年センター
☆栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター (ポラリス★とちぎ) との連携	社会福祉課 生涯学習課

(3) 就労等支援の充実

●雇用機会の確保と職業訓練や起業支援等の充実

総務省が行った労働力調査では、労働力人口の減少により、雇用情勢が回復しつつあるものの、若年者の失業率は高く、フリーターやニートなどの増加により、親や家族への精神的、経済的依存をしている青少年が多い状況です。

一方、職場は、青少年にとって生活の重要な部分を占め、経済的基盤を保証する場であるとともに、適性や能力に合った職場生活を過ごしながら生活の満足度や充実感、生きがいと深くつながる場と言えます。

青少年がその適性と能力を十分に発揮して就労できるよう、また自ら事業を立ち上げ社会に参加できるよう、商工会や企業等と連携しながら様々な情報を発信する等、支援体制の整備に取り組みます。

事業名	関係部署・機関
☆ハローワークとの連携による中学校における キャリアガイダンス	商工観光課 学校
☆高等学校における企業紹介プログラム	ハローワーク 厚生労働省栃木労働局

(4) 青少年健全育成組織の充実（再掲）

●地域と学校の連携の推進による交流促進と人材の育成

青少年の健全育成のため、家庭のみならず、より多くの地域住民、団体と学校による連携を図ります。また、地域の人材を積極的に活用し、学校が持つ資源を生かし、地域、学校と家庭が協働にて青少年健全育成に向けて人材づくりに取り組みます。

事業名	関係部署・機関
☆那須塩原版地域学校協働本部による活動	生涯学習課 学校 学校教育課 公民館
☆地域学校協働推進員養成講座の開催	生涯学習課
☆マイ・チャレンジ（社会体験活動）推進事業	学校教育課 生涯学習課
☆生産者と児童生徒の交流会	農務畜産課
☆高等教育機関との連携	生涯学習課
☆コミュニティスクール（学校運営協議会）の導入	学校教育課 生涯学習課

SDGsとの関連



＜施策の方向2＞ 多様な活動機会の提供

＜現状と課題＞

アンケート調査の結果から、家族や友人との関係を重要視していることが見受けられます。家族や友人との関係は、健全な人格形成に重要な位置を占めています。

しかし、そこから地域行事やボランティア等の社会活動への参加といった意識が低く、海外の言葉や文化に興味はあるものの、実際に勉強や仕事で行ってみたいかとなるとそこまでではない状況であります。

青少年の自主性を育むためには、様々な年齢・立場の人や社会との関わりを持ち、自己と社会との多様な気付きや発見を経験することが効果的です。

そのために自然体験や職業体験、外国人との交流等、コロナ禍の中でも体験できる機会を提供する必要があります。

また、青少年が様々な体験を通して、好奇心や感動する心を育み、人間関係や仲間との協力・連携について学び、自己の責任について考えてもらうことにより、地域で活躍できる青少年のリーダー育成に取り組むことが求められています。

＜主な施策・取組＞

(1) 体験活動の充実

● 様々な自然体験活動の機会の提供と充実

子どもたちが自然と触れあい、その中で学ぶ機会は多くありません。自然体験を通じて「生きぬく力」を自ら育むことができるよう、様々な自然体験活動を継続して実施し、豊かな心を育み地域で活躍できる青少年のリーダーを育成します。

事業名	関係部署・機関
☆子どもカレッジ	生涯学習課
☆那珂川水辺教室	環境課
☆ホテル観察会	環境課
☆環境企画展	環境課
☆学校農園開設事業	農務畜産課 学校 学校教育課

☆生産者と児童・生徒の交流会	農務畜産課
☆親子植物観察会	(塩)産業観光建設課
☆学校給食での食育の推進	教育総務課
☆親子食育教室等への支援	健康増進課
☆田舎ランド体験教室	田舎ランド嶋内
☆青少年対象講座博物館体験教室	博物館

●職場体験やボランティア体験等、社会体験機会の提供と充実

青少年が社会的に自立していけるよう、地域活動やボランティアにより多くの人と関わりながら体験を積み重ねることで、自ら「生きぬく力」を身に付けることにつながります。

青少年が自信を持ち、いきいきと社会参加できるよう様々な体験活動を継続して実施します。

事業名	関係部署・機関
☆マイ・チャレンジ（社会体験活動）推進事業	学校教育課 生涯学習課
☆消費生活と環境展	生活課
☆博物館フェスタ	博物館
☆ちびっこふるさと探検隊事業	生涯学習課
☆田舎ランド体験教室	田舎ランド嶋内
☆中学生海外派遣事業	学校教育課
☆中学生海外交流事業	学校教育課

(2) スポーツ活動への参加促進

●心身ともに健全な青少年を育成するためのスポーツ活動への参加機会の提供

スポーツ活動は、心身の健康の増進だけでなく、青少年の健全育成や地域社会の活性化など、暮らしの中で多面的な役割を担っています。スポーツを通じて青少年が心身ともに健全に成長するために、環境整備の推進と支援を継続して実施します。

事業名	関係部署・機関
☆スポーツ少年団の育成・支援	スポーツ振興課
☆ニュースポーツ教室	スポーツ振興課
☆各種競技大会	スポーツ振興課 公民館

(3) 人権、ジェンダー平等、道徳教育の推進

●個人を尊重する意識等を基本とする人権教育、ジェンダー平等、道徳教育の推進

青少年をはじめとする一人一人の個性を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と、人権を尊重する意欲や態度、技能を身に付けるため、人権に対しての意識を啓発するとともに、正しい理解を深めます。

事業名	関係部署・機関
☆人権意識の啓発	市民協働推進課
☆男女共同参画広報紙「みいな」の活用	市民協働推進課
☆男女共同参画事業	市民協働推進課
☆学校での思春期教室	健康増進課
☆中学3年生への、ティーンズブック配布と保健指導	健康増進課
☆道徳教育の推進	学校教育課

(4)文化芸術活動の推進

●豊かな心を育むための文化芸術活動に触れる機会の提供

優れた芸術文化の鑑賞機会や青少年の芸術の発表の場を提供することで、文化芸術活動の充実を図り、青少年の豊かな心を育み、自主的な芸術文化活動の支援に取り組めます。

事業名	関係部署・機関
☆ふるさとアーティスト派遣事業	生涯学習課
☆創作劇「那須野の大地」	生涯学習課
☆伝承活動継承事業	公民館

(5)読書活動の推進

●読書の持つ優れた効能を生かした取組の推進

子どもが乳幼児から読書に興味を持ち、将来にわたって本に親しむことで自分自身の視野を広げ、言葉や心理を理解し、正しい判断力が身に付くものと考えます。読書を通じ自分を大切にする心や相手に対する思いやりの心を育てるため、各年代にあわせた取組を推進します。

事業名	関係部署・機関
☆図書館の体験教室（青少年対象） ☆学校支援ボランティア（読み聞かせ活動）の派遣 ☆読み聞かせ講座 ☆この本よんでみて！コンテスト ☆図書館まつり	図書館
☆ブックスタート事業	健康増進課 図書館

(6) 青少年健全育成団体等の連携と支援（再掲）

●青少年健全育成協議会や各種団体との連携強化と充実

青少年の健全育成を図るために設置した青少年健全育成協議会を構成している団体や青少年の健全育成に係る活動を行っている団体に対し、情報の提供や支援を行うことで連携を図りながら青少年健全育成体制を充実させます。

事業名	関係部署・機関
☆子どもフェスタ開催事業	子ども会 青少年育成市民会議 生涯学習課 青少年センター
☆青少年育成市民会議事業	生涯学習課 青少年センター 少年指導員会
☆青少年健全育成団体への支援	生涯学習課 公民館
☆青少年プラン推進事業	生涯学習課

(7)国際化への理解促進

●外国人との交流による国際理解の推進

青少年が外国人との交流を通してお互いの国の相互理解を深め、国際化への理解促進と貢献の基礎づくりを図ります。

事業名	関係部署・機関
☆中学生海外派遣事業	学校教育課
☆中学生海外交流事業	
☆ALT（外国語指導助手）の市内全校常駐配置	学校教育課 学校
☆ALTフェスタ	学校教育課
☆姉妹都市（オーストリア・リンツ市）との交流事業	市民協働推進課
☆オリンピック・パラリンピックレガシー事業	市民協働推進課 スポーツ振興課



2：成果指標

基本方針1 青少年の健全な成長を支援する地域づくりをめざす取組

＜施策の方向1＞ 地域・学校・家庭の連携

指標の内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
子どもフェスタ来場者数	一人	500人
コミュニティスクールの導入	0%	100%

＜施策の方向2＞ 青少年の安心・安全の確保

指標の内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
少年指導員による「愛の声かけ」人数	526人	1,500人
こどもを守る家設置数	1,678件	1,800件

基本方針2 青少年がいきいきと、自ら生き抜く力を身に付けるための取組

＜施策の方向1＞ 青少年の社会参加及び社会的自立の支援

指標の内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
20歳の集い参加率	71.4%	77.0%
子育て・家庭教育に関する相談件数	4,515件	5,000件

＜施策の方向2＞ 多様な活動機会の提供

指標の内容	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
子どもカレッジ受講者数	—	100人
ふるさとの音楽家コンサート鑑賞者数	1,940人	4,500人

第5章 プランの推進

第5章 プランの推進

1：推進体制の充実と進行管理

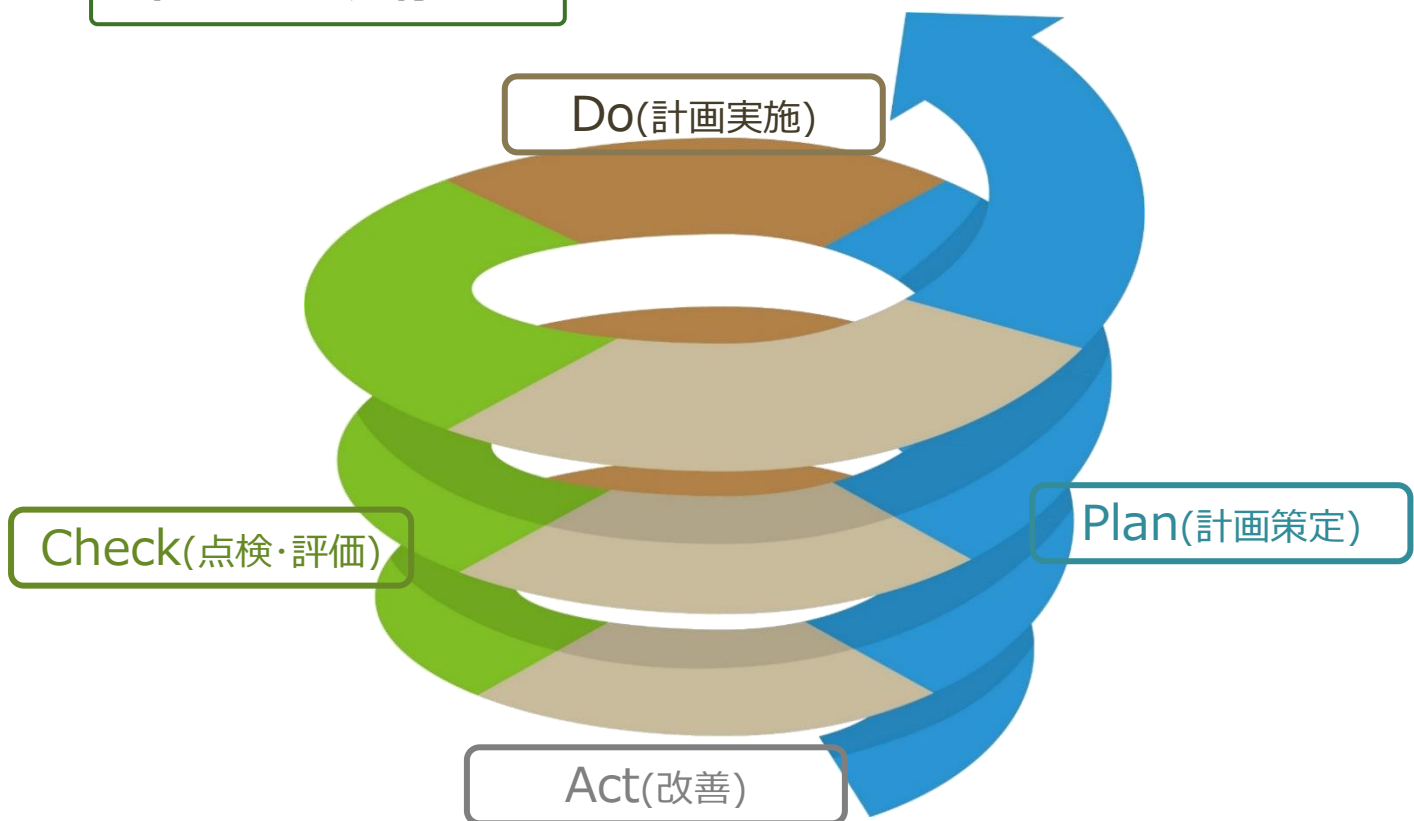
本プランを実現していくためには、市内の様々な分野の施策や事業を、総合的に推進することが必要です。

さらに、本プランの推進については、市はもとより地域、学校、家庭、職場など市全体で実施していく必要があることから、青少年健全育成協議会において、関係行政機関、団体と連携を図りながら、推進体制を充実させていく必要があります。

本プランの推進及び進行管理にあたっては、PDCA サイクルに基づき進行管理を行い、毎年度点検・評価し、改善につなげます。

また、青少年センター運営協議会等にて、青少年の健全育成に関する検討結果や意見等が示されたときは、これを反映させるために調整を図ります。

本プランの進行管理



2：情報の発信

青少年に係る施策について、情報の発信はとても重要なものと認識しています。これまで主な情報発信源であった市広報や青少年センターだよりの他、ホームページやSNSなど、こちらが発信した情報に青少年が接触しやすい環境を整えることが重要です。

また、情報を発信する環境の整備だけでなく、発信する内容についても速報性、確実性、信頼性を認識しながら、これまで以上に青少年健全育成に対しての情報発信に取り組んでいきます。

3：連携の強化

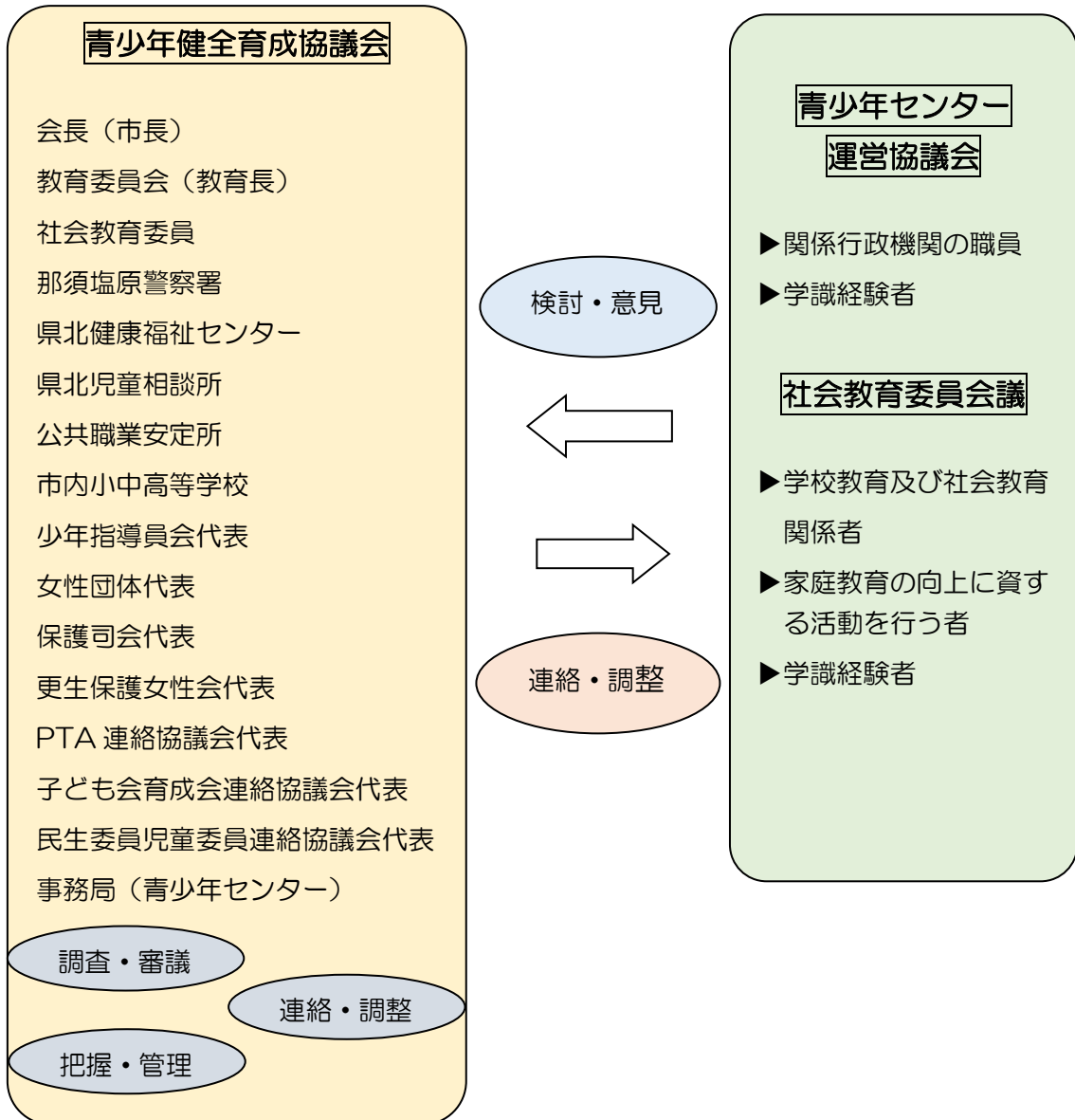
青少年の生活基盤は、各家庭を中心に地域や学校、職場などが取り巻いている状況です。そのため、市単独の施策の遂行にて成果を挙げることは難しく、青少年を取り巻くすべての機関、団体と連携、協力していく必要があります。

また、市単独での事業にも限界があることから、国県の施策の活用を進めながら、更なる連携を図ります。

4：普及啓発活動の展開

「ふるさと那須塩原市」を愛し、しなやかで心豊かな青少年を育てるため、青少年の健全育成について他人事と考えず自分のことと考え、地域ぐるみで意識を高めることができるよう、本プランの趣旨・内容を広く周知します。

5：推進体制図



參考資料

参考資料

- 1 那須塩原市青少年健全育成協議会条例
那須塩原市青少年健全育成協議会委員名簿
- 2 那須塩原市青少年センター条例
那須塩原市青少年センター運営協議会委員名簿
- 3 第3期那須塩原市青少年プランの策定経緯
- 4 用語の解説

参考資料 1

○ 那須塩原市青少年健全育成協議会条例（平成 17 年那須塩原市条例第 112 号）

（設置）

第 1 条 青少年の健全育成を図るため、地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定により、那須塩原市青少年健全育成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切なる実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事項

（組織）

第 3 条 協議会は、20 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者から市長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

（役員）

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 副会長は委員の互選によって定める。
- 4 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、第3条第1号の委員の任期は、その職にある期間とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第1項の規定に係わらず、この条例施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

○ 那須塩原市青少年健全育成協議会委員

令和 5(2023)年 3 月現在

No.	選出区分	氏名	役職名等	備考
1	関係行政 機関	渡辺 美知太郎	那須塩原市長	会長
2		月井 祐二	那須塩原市教育委員会教育長	委員
3		植木 康介	那須塩原警察署生活安全課長	委員
4		池田 美智雄	栃木県県北健康福祉センター次長 兼総務福祉部長	委員
5		阿久津 好彰	栃木県県北児童相談所長	委員
6		松本 和彦	厚生労働省栃木労働局黒磯公共 職業安定所長	委員
7	市内小・ 中・義務 教育学校 長	俵藤 秀之	東小学校長（小学校代表）	委員
8		吉田 一志	日新中学校長（中学校代表）	委員
9	市内高等 学校長	吉田 嘉宏	黒磯高等学校長（高等学校代表）	委員
10	関係団体 の代表	田村 ひろみ	輝きネットなすしおばら代表	委員
11		諏訪 和巳	那須保護区保護司会代表	委員
12		岩畑 玲子	那須塩原市更生保護女性会代表	委員
13		馬籠 洋平	那須塩原市P T A連絡協議会代表 （高林小学校）	委員
14		岡本 菜穂	那須塩原市子ども会育成会連絡 協議会代表	委員
15		大森 利男	那須塩原市民生委員児童委員 協議会連合会代表	副会長
16	学識経験 者	橋本 秀晴	那須塩原市少年指導員会代表	委員
17		伊吹 桂子	那須塩原市社会教育委員代表	委員

参考資料 2

○ 那須塩原市青少年センター条例（平成 17 年那須塩原市条例第 113 号）

（設置）

第 1 条 青少年の健全育成に関する総合的施策を推進することを目的として、那須塩原市青少年センター(以下「センター」という。)を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市青少年センター
- (2) 位置 那須塩原市あたご町 2 番 3 号

（職員）

第 3 条 センターに所長、少年指導員、少年指導相談員その他必要な職員を置く。

（職務）

第 4 条 センターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の教育及び育成に関すること。
- (2) 青少年健全育成関係会議に関すること。
- (3) 青少年に関する指導、助言及び相談に関すること。
- (4) その他前各号に掲げるもののほか目的達成に必要なこと。

（運営協議会）

第 5 条 センターの事業の企画実施について調査審議するため、那須塩原市青少年センター運営協議会を置く。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日条例第 34 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 那須塩原市青少年センター運営協議会委員名簿

令和 5(2023)年 3 月現在

No.	選出区分	氏 名	役職名等	備考
1	関係行政	菊池 紀男	子ども・子育て総合センター代表	委員
2	機関	植木 康介	那須塩原警察署代表（生活安全課長）	委員
3	市内小・ 中・義務 教育学校 長	益子 弘之	小学校代表（稲村小学校長）	委員
4		菊地 孝行	中学校代表（東那須野中学校長）	委員
5	市内高等	吉田 嘉宏	高等学校代表（黒磯高等学校長）	委員
6	関係団体	橋本 秀晴	那須塩原市少年指導員会代表	会長
7		千葉 政揮	那須塩原市少年指導員会代表	委員
8		秋野 恵美	那須塩原市子ども会育成会連絡協議会	委員
9		小出 清子	那須塩原市地域婦人会連絡協議会代表	委員
10		馬籠 洋平	那須塩原市PTA連絡協議会代表	委員
11		諏訪 和巳	那須保護区保護司会代表	委員
12		渡部 紀久子	那須塩原市更生保護女性会代表	委員
13		田村 ひろみ	輝きネットなすしおばら代表	委員

参考資料 3

○ 第3期那須塩原市青少年プランの策定経緯

期 日	内 容
令和4年 1月	市民アンケート
令和4年 7月26日	第1回那須塩原市青少年健全育成協議会
令和4年 8月 2日	第1回那須塩原市青少年センター運営協議会
令和4年 8月 8日	第1回社会教育委員会議
令和4年10月14日	調整会議
令和4年10月26日	庁議
令和4年11月 9日	第2回那須塩原市青少年センター運営協議会
令和4年11月15日	第2回那須塩原市青少年健全育成協議会
令和4年11月28日	パブリックコメント
令和4年12月	議会定例会議常任委員会
令和5年 1月12日	第2回社会教育委員会議
令和5年 1月24日	教育委員会
令和5年 2月 8日	議員全員協議会
令和5年 3月	議会定例会議上程もしくは議会への周知

参考資料 4

○ 用語の解説

あ 行

◆ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

◆ 親学習

子どもの理解や、子どもへの接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要な知識やスキルについて、保護者同士が身近なエピソードやワークを通して話し合い交流しながら主体的に学ぶ参加型の学習プログラム

か 行

◆ 家庭教育支援事業

家庭教育講座や子育て情報を提供することにより、全ての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるように支援する事業

◆ 家庭の日（毎月第3日曜日）

家族が一緒に過ごし、家庭の大切さについて考えるきっかけとする日で、家族が話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、栃木県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。

◆ 学校農園開設事業

市内小中学校の学校農園を活用し、児童生徒が自ら農作物を育て、そして食べるという一連の流れを体感できる事業

◆ 危険箇所立て看板

児童生徒の事故防止と安全を図るため、河川等（河川・疏水・池等をいう。）の危険箇所に設置する立て看板

◆高等学校における企業紹介プログラム

民間企業の協力のもと、高校生に対して、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力等についてガイダンスを行う制度

◆こどもを守る家

こどもたちが危険を感じた時に駆け込める場所（避難所）

◆子ども・子育て未来プラン

全ての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進を図る計画

◆子どもフェスタ

子どもたちに学びや創造を育む場を提供することにより、子どもの健全育成に資することを目的として実施する体験型イベント

さ 行

◆白ポスト

有害図書とされる書籍や雑誌を家庭に持ち込まない、という趣旨から設置されている有害図書用回収ポスト

◆少年指導員

指導が必要と認められる少年の早期指導及び青少年の健全育成の業務を担当する非常勤特別職

◆少年指導員会

青少年の健全な育成と非行防止のため、地域の青少年育成活動の中心を担う青少年育成市民会議としての役割を果たすとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的に、少年指導員をもって組織する団体

◆巡回指導活動

指導が必要と認められる少年の早期指導を目的とした地域での街頭指導活動

◆スクールカウンセラー

児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称

◆スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働き掛け、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職

◆青少年育成市民会議

青少年の健全育成を「住民運動」として展開するために、各市町村に設置されている地域における実践活動組織

◆青少年健全育成協議会

青少年の健全育成を図るため、地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定により、設置される組織

協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項の調査審議及び青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。

◆青少年センター

青少年の健全育成に関する総合的施策を推進することを目的として設置される組織

◆青少年センター運営協議会

青少年センターの事業の企画実施について調査審議するため置かれる組織

◆創作劇「那須野の大地」

不毛の大地に開拓の鍬を振るい、今日の那須塩原市の礎を築いた先人の姿を次世代に語り継ぐために創作された群像劇

例年、市民劇団「なすの」により自主公演されている。

た 行

◆立入調査

栃木県青少年健全育成条例の適正かつ効果的な運用を図るための行政上の指導を目的として興行場その他の事業所に立ち入る調査

◆男女共同参画広報誌「みいな」

誰もが輝くまちづくりを目指して発行する那須塩原市男女共同参画広報誌

◆地域コーディネーター講座

学校や地域の教育団体・グループなどの要請に応じて、活動日程、内容、方法等について、ボランティアと受入れ側との仲立ちとなって連絡調整する人材である地域教育コーディネーターを養成する講座

◆中学生海外派遣事業

海外におけるホームステイを通じて派遣先（オーストリア）の歴史や文化に触れることで異文化への理解を深めるとともに、国際化が進展する社会で生きるために必要となる外国語への興味や関心を高め、優れた指導力を兼ね備えたリーダーとして、21世紀の国際社会に貢献し得る人材の育成を図るため、中学生を対象に実施している海外派遣事業

◆中学校におけるキャリアガイダンス

若者の勤労観、職業観の未成熟や、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さなどを補い、子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会で直面する様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、自立できるよう支援する教育制度

◆栃木県青少年健全育成条例

青少年の健全な育成に関し基本理念を定め、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年のための良好な社会環境の整備と青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図り、青少年の健全な育成に資することを目的として制定された条例

◆とちぎ青少年プラン

栃木県の青少年の健全な育成を総合的かつ効果的に推進するための基本計画

◆とちぎの子ども育成憲章

心豊かでたくましい青少年を育てていくために大人の自覚と行動をより一層促し、子どもを健全に育てていく基本理念や大人の行動指針

な 行

◆那須塩原市総合計画

まちづくりを長期的、総合的に進めるための計画

◆那須塩原市教育振興基本計画

教育施策に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画

◆那須塩原市生涯学習推進プラン

市民と行政がともにつくる生涯学習によるまちづくりのプラン

◆那須塩原版地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動（地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動）を推進する組織

は 行

◆ふるさとの音楽家派遣事業

生の演奏を鑑賞する機会が少ない児童生徒や市民に鑑賞の機会と地元の音楽家に発表する場を提供し、学校や身近な地域で子どもたちや市民がふるさとの音楽家と交流することにより、子どもたちの心の豊かさを育むとともに、市民が音楽に親しみ、安らぎを与える心のふるさとづくりを推進する事業

◆放課後児童クラブ

正式には、「放課後児童健全育成事業」という。児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの

ま 行

◆マイ・チャレンジ推進事業

地域における人との関わりを主とした社会体験活動（マイ・チャレンジ）を通して、生徒に共に生きる心や感謝の心等を育み、主体的に自己の在り方や生き方を見つめさせる事業

第3期那須塩原市青少年プラン

発行者 那須塩原市教育委員会事務局 教育部生涯学習課
〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号
TEL : 0287-37-5925 FAX : 0287-37-5479
E-mail : seishounen@city.nasusiobara.lg.jp